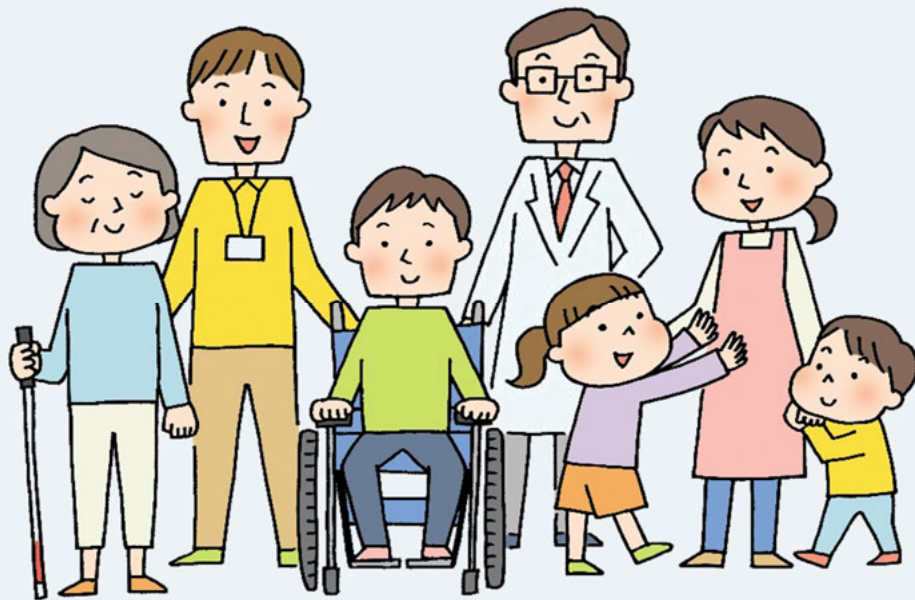


第4次 喜多方市障がい者計画



共に支えあい、だれもが安心して
生活できる地域共生社会の実現

令和6年3月

喜 多 方 市

「共に支えあい、だれもが安心して

生活できる地域共生社会の実現」に向けて

本市では、平成 29 年 3 月に障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示す「第 3 次喜多方市障がい者計画」、令和 2 年 3 月に障がい福祉サービス等の見込み量・提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を図るための確保策を定める「第 6 期喜多方市障がい福祉計画・第 2 期喜多方市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、これまで様々な取り組みを進めてまいりました。



一方、国においては、令和元年 6 月に「読書バリアフリー法」が施行されたほか、令和 2 年 4 月に「障害者雇用促進法」の改正、令和 3 年 5 月に「障害者差別解消法」の改正、令和 5 年 3 月には「第 5 次障害者基本計画」が策定となり、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化してきました。

こうした背景の中、国等の制度改正や社会情勢の変化に対応し、本市の障がい福祉施策を総合的に推進していくため、「第 4 次喜多方市障がい者計画」、「第 7 期喜多方市障がい福祉計画・第 3 期喜多方市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、前計画の基本理念である「共に支えあい、だれもが安心して生活できる地域社会の実現」を継承し、障がいのある方が地域の一員として、住み慣れた地域で、自分らしく、こころ豊かに暮らすことができるまちを目指しており、障がい福祉施策のより一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査等にご協力をいただいた障がい者の方をはじめ多くの市民の皆様、そしてご意見ご協力をいただいた障がい者団体の皆様、喜多方市障害者施策推進協議会委員及び喜多方市地域自立支援協議会委員の皆様方に心より感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

喜多方市長 遠藤 忠一

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 策定の手法	5
第2章 喜多方市の障がい者を取り巻く現状	6
第1節 統計からみた喜多方市の現状	6
第2節 アンケート調査結果の概要	20
第3章 計画の方向性	38
第1節 基本理念	38
第2節 計画の視点	39
第3節 計画策定にあたっての課題	40
第4節 基本目標	42
第5節 計画の体系	44
第4章 障がい者計画	45
第1節 互いに人格と個性を尊重して支えあう地域共生のまちづくり	45
第2節 地域での生活を支える安心のしくみづくり	47
第3節 障がいや疾病で支援が必要な子どもへの福祉と教育の充実	50
第4節 一人ひとりが輝けるこころ豊かな暮らしづくり	53
第5節 安心・安全な暮らしの体制整備	56
第6節 充実した相談体制と分かりやすい情報提供のしくみづくり	58
第7節 行政サービス等における合理的配慮の提供	60
第5章 計画の推進にあたって	61
第1節 計画の推進体制	61
第2節 計画の進行管理体制	62
資 料 編	63
1 喜多方市障害者施策推進協議会条例	63
2 喜多方市障害者施策推進協議会委員名簿	65
3 喜多方市地域自立支援協議会設置要綱	66
4 喜多方市地域自立支援協議会委員名簿	68

5	計画策定の経過.....	69
6	会津保健福祉事務所管内のサービス提供事業所（令和6年3月末現在）.....	70
7	用語説明.....	80

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国では、平成23年6月に「障害者虐待防止法」が制定されたほか、同年8月には「障害者基本法」の改正、平成24年6月には「障害者総合支援法」と「障害者優先調達推進法」の制定、平成25年6月には「障害者差別解消法」の制定がされ、さらに、同年9月には「障害者基本計画（第3次）」が策定されました。

その後、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准し、これまで進められてきた障がい福祉の制度改革と、それに必要な法制度の整備がさらに加速化しました。

このような動向を受け、本市においても、これまで「喜多方市障がい者計画」や「喜多方市障がい福祉計画」、「喜多方市障がい児福祉計画」を策定し、「喜多方市総合計画」及び関連する本市の計画との整合性に配慮しながら、障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、さまざまな取り組みを進めてきたところです。

このたび、「第3次喜多方市障がい者計画」、「第6期喜多方市障がい福祉計画」、「第2期喜多方市障がい児福祉計画」のいずれもが目標年度の令和5年度を迎えました。そのため、新たに令和11年度を目標年度とする「第4次喜多方市障がい者計画」、令和8年度を目標年度とする「第7期喜多方市障がい福祉計画」と「第3期喜多方市障がい児福祉計画」を策定し、これまでの計画の成果を踏まえつつ、共に支えあい誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現を目指した取り組みの深化を進めるものです。

■「障がい」の表記について

- (1) 「障害」の「害」の字が持つマイナスのイメージや当事者の方への配慮から、法律名や固有名詞を除き、「障がい」と表記しています。
- (2) 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称、行政の担当課の名称等については、そのまま「障害」と表記しています。

■「障がい者」及び「障がいのある方」の表記について

- (1) 原則として、当事者を表す言葉としては、「障がいのある方」と表記しています。
- (2) 「障がいのある方」と表記することが難しい場合は、「障がい者」と表記しています。

障がい福祉に関する国の動向

年	主な動き
平成 23 年	○「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定など
平成 24 年	○「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立ち入り調査権を規定など
平成 25 年	○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加など ○「障害者優先調達推進法」の施行 ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定など ○「第 3 次障害者基本計画」の策定 ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定権の尊重を明記など
平成 26 年	○「障害者権利条約」を批准 ○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助の一元化など
平成 28 年	○「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組みなど ○「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務など ○「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策など ○「発達障害者支援法」の改正・施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築など
平成 30 年	○「第 4 次障害者基本計画」の策定 ・社会的障壁の除去、障害者権利条約との整合性の確保、障がい者差別の解消、成果目標の充実 ○「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保と向上への環境整備など ○「障害者文化芸術活動推進法」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保など ○「ユニバーサル社会実現推進法」の施行 ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

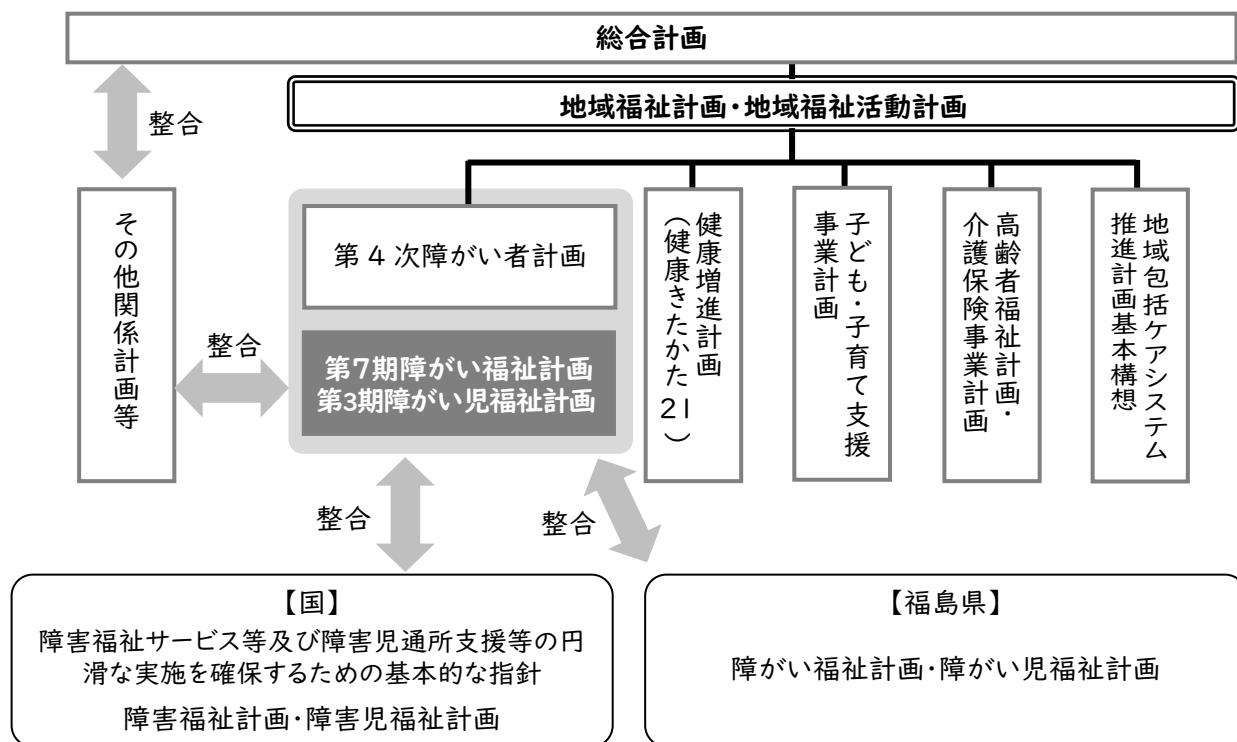
年	主な動き
令和元年	○「読書バリアフリー法」の施行 ・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定と実施
令和2年	○「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・地方公共団体に障害者活躍推進計画策定義務化、特定短時間労働者雇用事業主に対する特例給付金の支給
令和3年	○「障害者差別解消法」の改正 ・事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化
令和4年	○「障害者総合支援法」の改正 ・障がい者等の地域生活や就労の支援の強化など
令和5年	○「第5次障害者基本計画」の策定 ・意思決定支援の推進、相談支援体制の構築など

第2節 計画の位置づけ

「喜多方市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく、障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定めた「市町村障害者計画」です。

また、「喜多方市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、「喜多方市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものであり、本市における障がい福祉サービス等の見込み量・提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を図るための確保策を定める計画です。これらの計画は、「喜多方市総合計画」と「喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、各種関連計画、国・県の方針との整合性を図りながら策定しました。

■総合計画など各行政計画との関係図



■障がい者施策に関する各種計画の概要

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内容	障がい者施策の基本的方向について定める計画	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画(3年1期)	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画(3年1期)

第3節 計画の期間

「第4次喜多方市障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。

また、「第7期喜多方市障がい福祉計画」及び「第3期喜多方市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

年 度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画	第3次	第4次					
障がい福祉 計画	第6期	第7期			第8期（次期計画）		
障がい児福祉 計画	第2期	第3期			第4期（次期計画）		

第4節 策定の手法

（1）各種会議等での検討

計画の策定にあたって、アンケート調査の実施内容や調査結果、計画の内容などを「喜多方市地域自立支援協議会」と「喜多方市障害者施策推進協議会」で検討しました。

（2）アンケート調査の実施

障がいのある方の生活状況や障がい福祉サービスへのニーズ、障がい福祉に対する市民の意識を把握するために、アンケート調査を実施しました。

（3）これまでの計画の評価・検証の実施

現行の計画での各施策や事業に関する事項について、庁内の関係各課や各関係機関の協力を得て、施策の進捗状況等を確認し、その評価と検証を実施しました。

第2章 喜多方市の障がい者を取り巻く現状

第1節 統計からみた喜多方市の現状

(1) 人口と世帯の推移

本市の総人口は、令和2年に44,760人となっており、年々減少する傾向にあります。

年齢3区分別の人口推移をみると、年少人口と生産年齢人口の比率が低下していく一方で、高齢人口の比率が高まりつつあります。令和2年の総人口に占める老年人口の割合は36.8%となっており、少子高齢化が進行している状況です。

また、世帯数についてみると、こちらも総人口と同様に減少傾向にあり、令和2年には、16,049世帯となっています。1世帯あたりの世帯員数は2.8人であり、これからも世帯員の少人数化が進んでいくものと思われます。

■人口の推移

単位：人、世帯、%

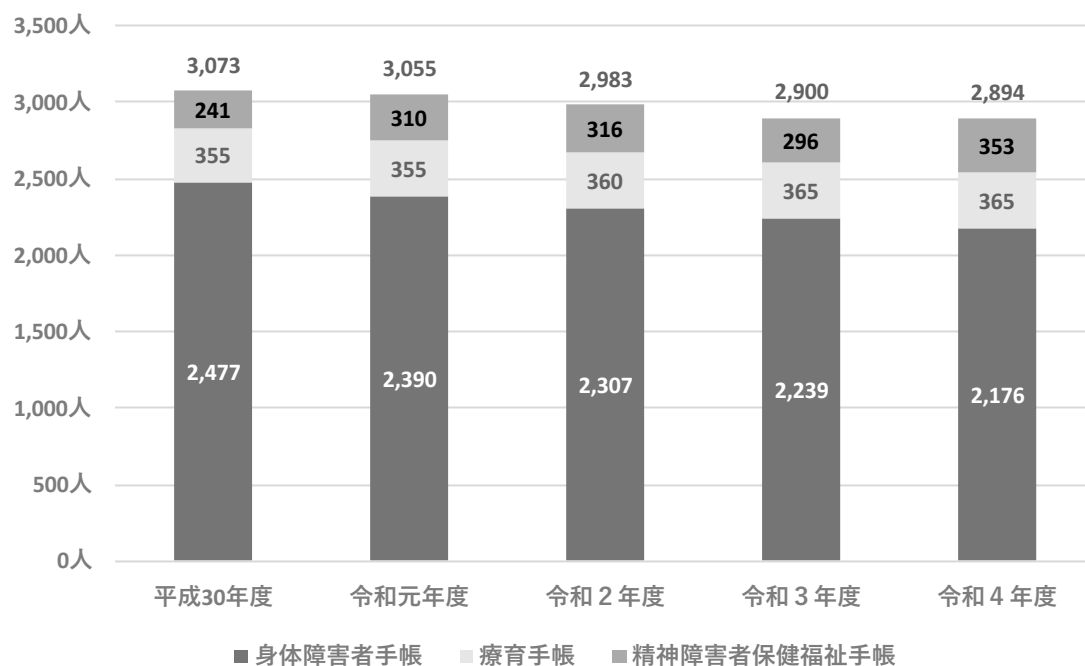
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	58,571	56,396	52,356	49,377	44,760
0～14歳	9,168	8,000	6,560	5,619	4,905
年少人口比	15.7	14.2	12.5	11.4	11.0
15～64歳	33,749	31,752	29,232	25,951	23,376
生産年齢人口比	57.6	56.3	55.8	52.6	52.2
65歳以上	15,654	16,600	16,459	16,674	16,479
老年人口比	26.7	29.4	31.4	33.8	36.8
世帯数	17,275	17,389	16,983	16,752	16,049
1世帯当たりの人数	3.4	3.2	3.1	2.9	2.8

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 障害者手帳所持者の推移

令和4年度の本市の障害者手帳の所持者数は2,894人となっており、その内訳をみると、身体障害者手帳所持者が2,176人、療育手帳所持者が365人、精神障害者保健福祉手帳所持者が353人となっています。平成30年度と比較すると、障害者手帳所持者は179人減少しています。

■ 障害者手帳所持者数



単位：人、%

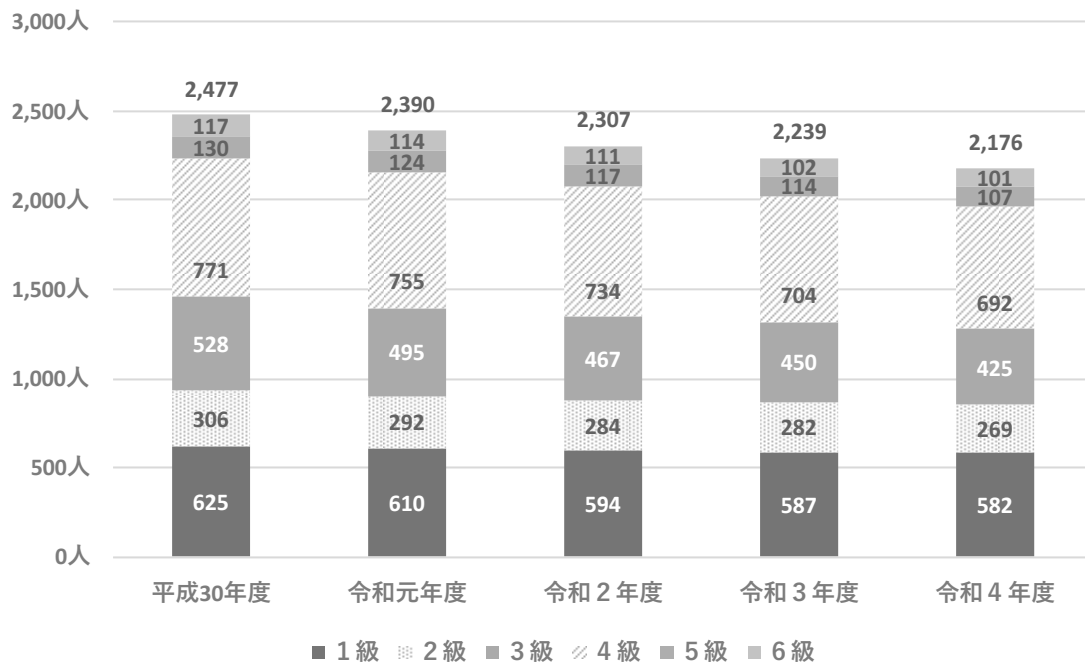
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	2,477	2,390	2,307	2,239	2,176
療育手帳	355	355	360	365	365
精神障害者保健福祉手帳	241	310	316	296	353
手帳所持者合計	3,073	3,055	2,983	2,900	2,894
総人口	47,719	47,011	46,352	45,683	44,794
総人口比	6.4	6.5	6.4	6.3	6.5

資料：社会福祉課、住民基本台帳（各年度末現在）

（３）身体障がい者の推移

令和４年度の身体障がい者数は、2,176 人となっています。等級別では４級が 692 人で最も多く、以下、１級が 582 人、３級が 425 人、２級が 269 人となっています。

■障がい等級別身体障がい者数



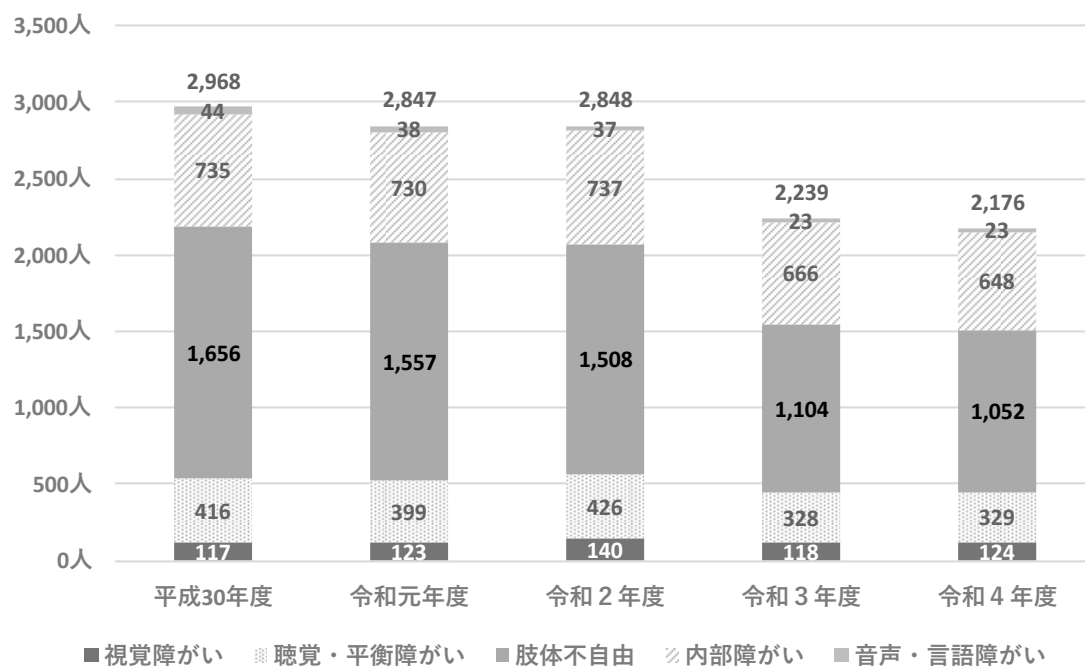
単位：人

等級	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
１ 級	625	610	594	587	582
２ 級	306	292	284	282	269
３ 級	528	495	467	450	425
４ 級	771	755	734	704	692
５ 級	130	124	117	114	107
６ 級	117	114	111	102	101
合計	2,477	2,390	2,307	2,239	2,176

資料：社会福祉課（各年度末現在）

また、身体障がい者について、その障がいの種類別にみると、令和４年度は肢体不自由が1,052人で最も多く、次いで内部障がいが648人、聴覚・平衡障がいが329人となっており、肢体不自由と内部障がいですべての約８割を占めています。

■ 部位別身体障害者手帳所持者数（重複所持あり）



単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	117	123	140	118	124
聴覚・平衡障がい	416	399	426	328	329
肢体不自由	1,656	1,557	1,508	1,104	1,052
内部障がい	735	730	737	666	648
音声・言語障がい	44	38	37	23	23
合計	2,968	2,847	2,848	2,239	2,176

資料：社会福祉課（各年度末現在）

身体障がい者数を年齢層別にみると、18 歳未満は 16 人、18 歳～64 歳が 373 人、65 歳以上が 1,787 人と、65 歳以上が 8 割以上を占めており、知的障がい者や精神障がい者と比較して多くなっています。

18 歳未満と 18 歳～64 歳では 1 級の占める人数が多く、それぞれ 9 人、158 人となっています。65 歳以上では 4 級が最も多く、627 人となっています。

■年齢層別身体障がい者数（令和 4 年度末現在）

単位：人

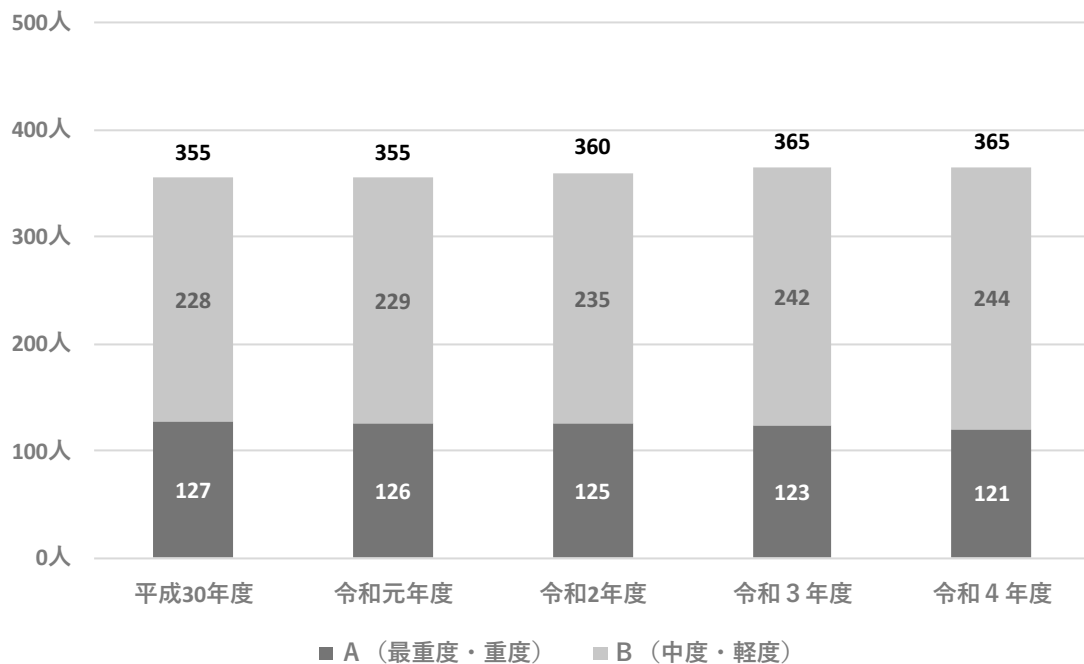
等級	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	合計
1 級	9	158	415	582
2 級	3	59	207	269
3 級	3	49	373	425
4 級	1	64	627	692
5 級	0	19	88	107
6 級	0	24	77	101
合計	16	373	1,787	2,176

資料：社会福祉課

（４）知的障がい者の推移

令和４年度の知的障がい者数は３６５人と、平成３０年度の３５５人と比較して１０人増えています。等級別にみると、Ａ（最重度・重度）はほぼ横ばいですが、Ｂ（中度・軽度）はわずかに増えています。

■等級別療育手帳所持者数



単位：人

等級	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A（最重度・重度）	127	126	125	123	121
B（中度・軽度）	228	229	235	242	244
合計	355	355	360	365	365

資料：社会福祉課（各年度末現在）

知的障がい者を年齢別にみると、18 歳未満が 68 人と全体の約 2 割を占めており、身体障がい者や精神障がい者と比較して多くなっています。

■年齢層別知的障がい者数（令和 4 年度末現在）

単位：人

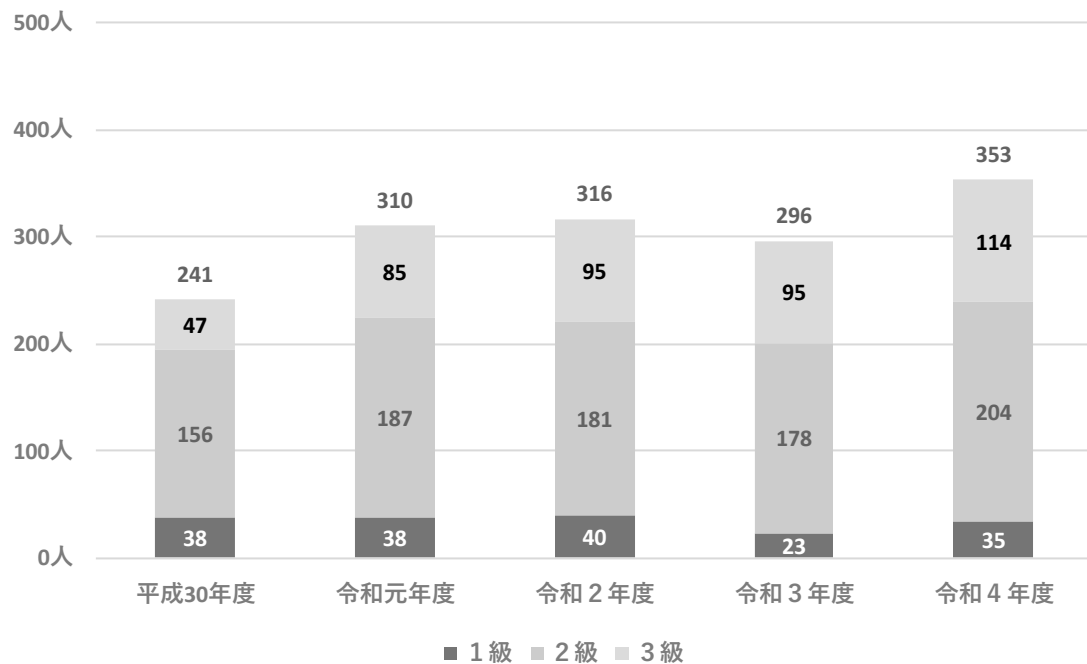
	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	合計
A（最重度・重度）	16	85	20	121
B（中度・軽度）	52	161	31	244
合計	68	246	51	365

資料：社会福祉課

（５）精神障がい者の推移

令和４年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は３５３人と、平成３０年度の２４１人から１１２人増えています。等級別にみると１級はほぼ横ばいとなっている一方で、２級と３級については、増加する傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数



単位：人

等級	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	38	38	40	23	35
2 級	156	187	181	178	204
3 級	47	85	95	95	114
合計	241	310	316	296	353

資料：社会福祉課（各年度末現在）

精神障がい者数を年齢層別にみると、18 歳～64 歳が 267 人と全体の 7 割以上を占めており、身体障がい者や知的障がい者と比較して多くなっています。

■年齢層別精神障がい者数（令和 4 年度末現在）

単位：人

等級	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	合計
1 級	0	18	17	35
2 級	1	150	53	204
3 級	2	99	13	114
合計	3	267	83	353

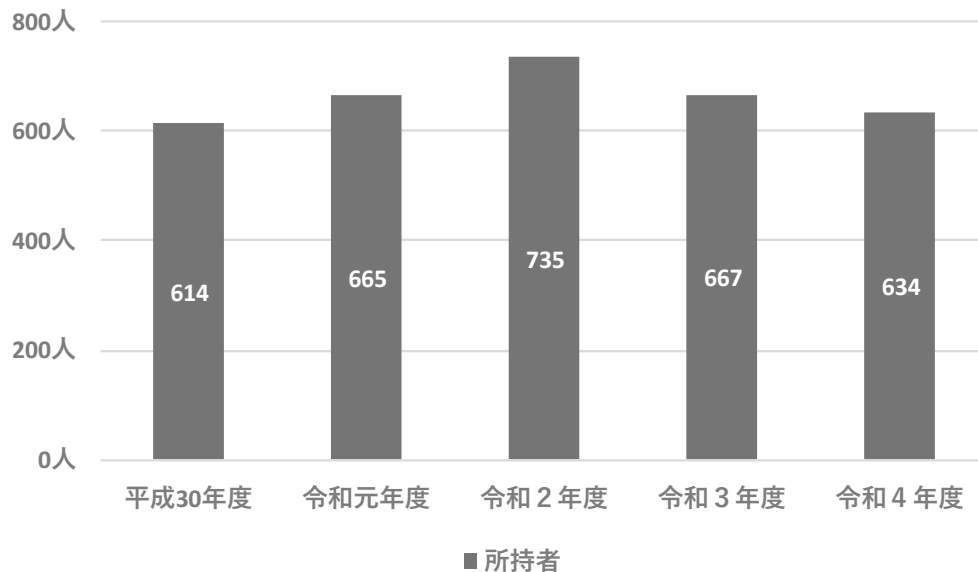
資料：社会福祉課

（６）自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者の推移

令和４年度の自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者数は 634 人となっており、令和２年度以降、交付者は減少傾向にあります。

年齢層別にみると、18 歳～64 歳が 489 人と全体の 8 割近くを占めており、知的障がい者、精神障がい者（手帳所持者）と比較すると多くなっています。

■ 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数



単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
所持者	614	665	735	667	634

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■ 年齢層別自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数（令和４年度末現在）

単位：人

	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	合計
所持者	0	489	145	634

資料：社会福祉課

(7) 特定疾患患者の推移

令和4年度の特定疾患患者見舞金申請者は387人で、そのうち小児慢性特定疾患は14人となっています。平成30年度以降の申請者数をみると、緩やかに増加している傾向にあります。

■特定疾患患者見舞金申請者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患患者見舞金申請者数	353	360	373	376	387
うち、小児慢性特定疾患	19	27	15	17	14

資料：社会福祉課（各年度末現在）

（８）障がい者雇用の状況

会津地域における障がい者の雇用及び就労状況については、令和４年度の就労している障がい者数は、616.0人で、令和２年度の596.5人と比較して19.5人増加しています。

令和４年度内における実雇用率は2.20%となっており、全国よりも0.05ポイント低く、福島県よりも0.01ポイント高くなっています。

■民間企業における雇用状況の推移

会津地域の状況

単位：社、人、％

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
対象企業数	198	207	202
障がい者雇用数	596.5	628.0	616.0
実雇用率	2.08	2.19	2.20

福島県の状況

単位：社、人、％

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
対象企業数	1,456	1,512	1,520
障がい者雇用数	239,887.5	241,963.0	240,342.5
実雇用率	2.16	2.15	2.19

全国の状況

単位：社、人、％

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
対象企業数	102,698	106,924	107,691
障がい者雇用数	26,866,997.0	27,156,780.5	27,281,606.5
実雇用率	2.15	2.20	2.25

資料：福島労働局（各年度６月１日現在）

（９）障がい児の就学状況

令和５年度の特別支援学級数は小学校が１８学級、中学校が９学級で、令和元年度と比較すると、それぞれ１学級～２学級増えています。また、小学校の特別支援学級の児童数は８７人と令和元年度よりも６人増加し、一方で中学校の特別支援学級の生徒数は４３人と令和元年度よりも２８人増加しています。

■市内の小学校の特別支援学級の状況

単位：学級、人、％

	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
全学級数	134	133	135	134	133
特別支援学級数	17	17	17	19	18
全校児童数	2,213	2,174	2,163	2,127	2,090
特別支援学級児童数	81	86	78	81	87
知的障がい	56	57	57	65	69
情緒障がい	25	29	21	16	18
病弱	0	0	1	0	0
特別支援学級児童の構成比	3.66	3.96	3.61	3.81	4.16

資料：学校教育課（各年度５月１日現在）

■市内の中学校の特別支援学級の状況

単位：学級、人、％

	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
全学級数	46	47	48	51	51
特別支援学級数	7	8	7	8	9
全校生徒数	1,111	1,074	1,067	1,102	1,081
特別支援学級生徒数	15	22	24	41	43
知的障がい	11	18	18	32	35
情緒障がい	4	4	6	8	7
病弱	0	0	0	1	1
特別支援学級生徒の構成比	1.35	2.05	2.25	3.72	3.98

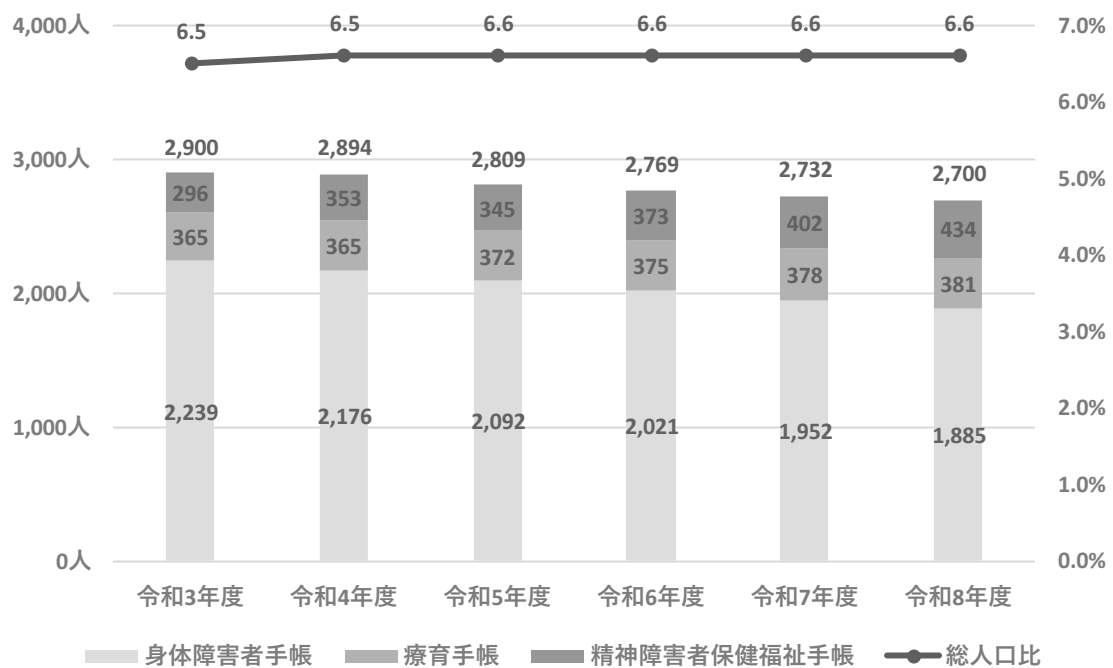
資料：学校教育課（各年度５月１日現在）

(10) 障がい者数の推計

障害者手帳所持者数の推計については、今後減少していく見込みとなっており、令和3年度の2,900人から、令和8年度には2,700人となる見込みとなっています。総人口に対する障がい者の割合についてもほぼ横ばいで推移すると見込まれ、令和3年度の6.5%から令和8年度には6.6%となる見込みとなっています。

また、各手帳所持者の数をみると、身体障害者手帳所持者数は年々減少する傾向にあり、令和3年度に2,239人であったものが、令和8年度には1,885人になると見込まれます。一方、療育手帳所持者数は緩やかに増加し、令和3年度に365人であったものが、令和8年度には381人になると見込まれます。さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者は今後増加していく傾向にあり、令和3年度には296人であったものが、令和8年度には434人となる見込みとなっています。

■ 障害者手帳所持者数と総人口比の推計



資料：社会福祉課

第2節 アンケート調査結果の概要

(1) 各調査の概要

①調査目的

本調査は、「第3次喜多方市障がい者計画」、「第6期喜多方市障がい福祉計画・第2期喜多方市障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間が満了となることから、新たな計画づくりに向けた基礎資料として、障がいのある方、市民、中学生を対象として、本市の障がい福祉に関する実態や市民・当事者の現状を把握し、本市の障がい福祉の推進に活用することを目的として実施しました。

②調査設計

調査種別	対象	調査期間	調査方法
当事者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者（自立支援医療給付対象者や児童福祉サービス利用者を含む）から700人を無作為抽出	令和5年 1月9日～ 1月23日	郵送配付・郵送回収 ※中学生については学校での配付・回収
市民	18歳以上80歳未満の市民から300人を無作為抽出		
中学生	喜多方市内の中学校に通う中学2年生400人		

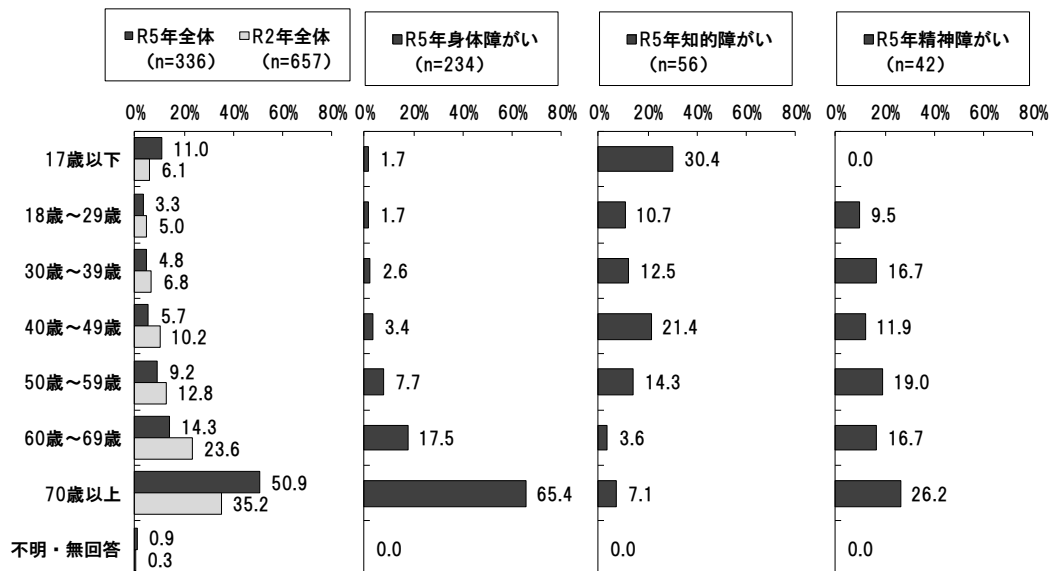
③回収結果

調査種別	配付数	有効回収数	回収率
当事者	700件	336件	48.0%
市民	300件	120件	40.0%
中学生	400件	330件	82.5%

(2) 当事者対象調査について

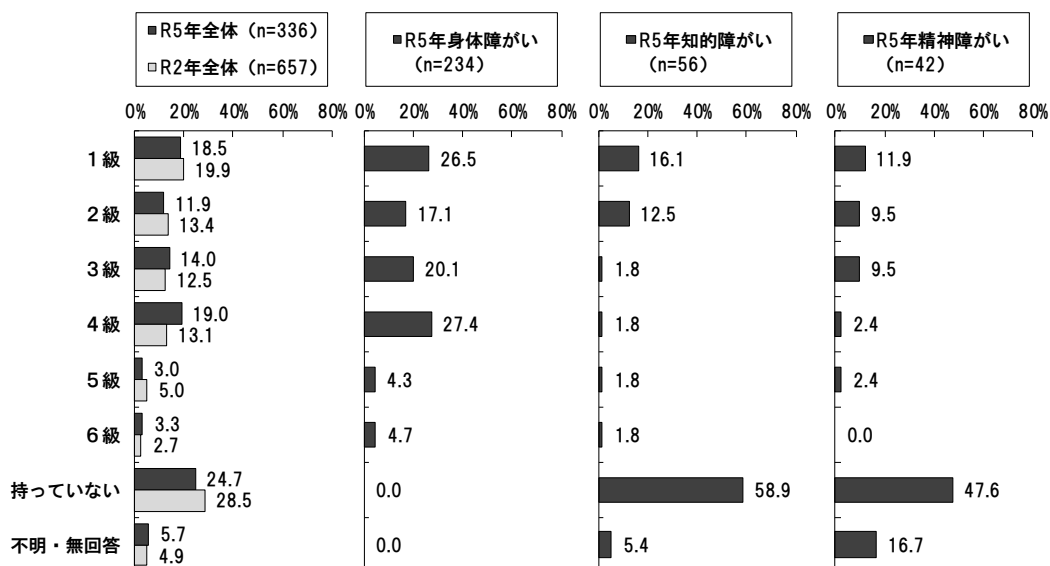
①回答者の年齢（単数回答）

「70 歳以上」が 50.9%と最も多く、次いで「60 歳～69 歳」が 14.3%、「17 歳以下」が 11.0%となっています。



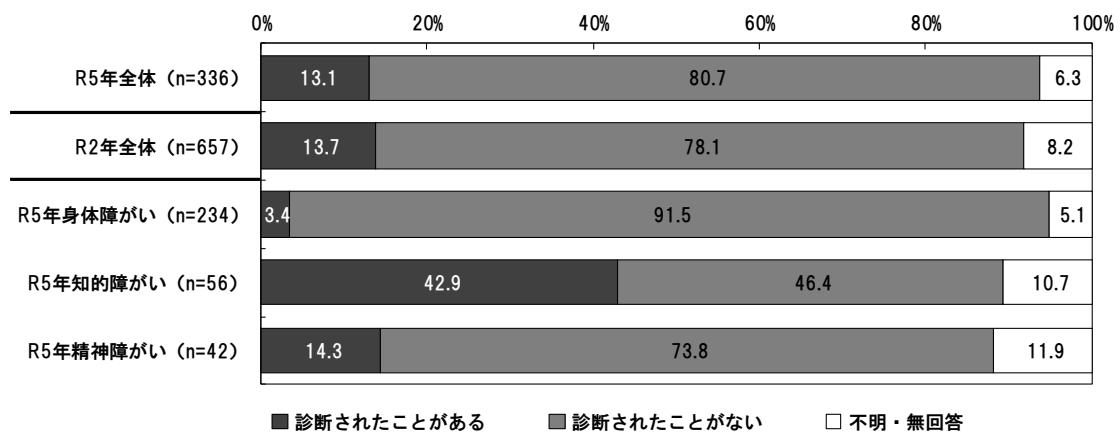
②お持ちの身体障害者手帳の等級（単数回答）

身体障害者手帳を持っている人を等級別にみると、「4 級」が 19.0%で最も多く、次いで「1 級」が 18.5%、「3 級」が 14.0%となっています。



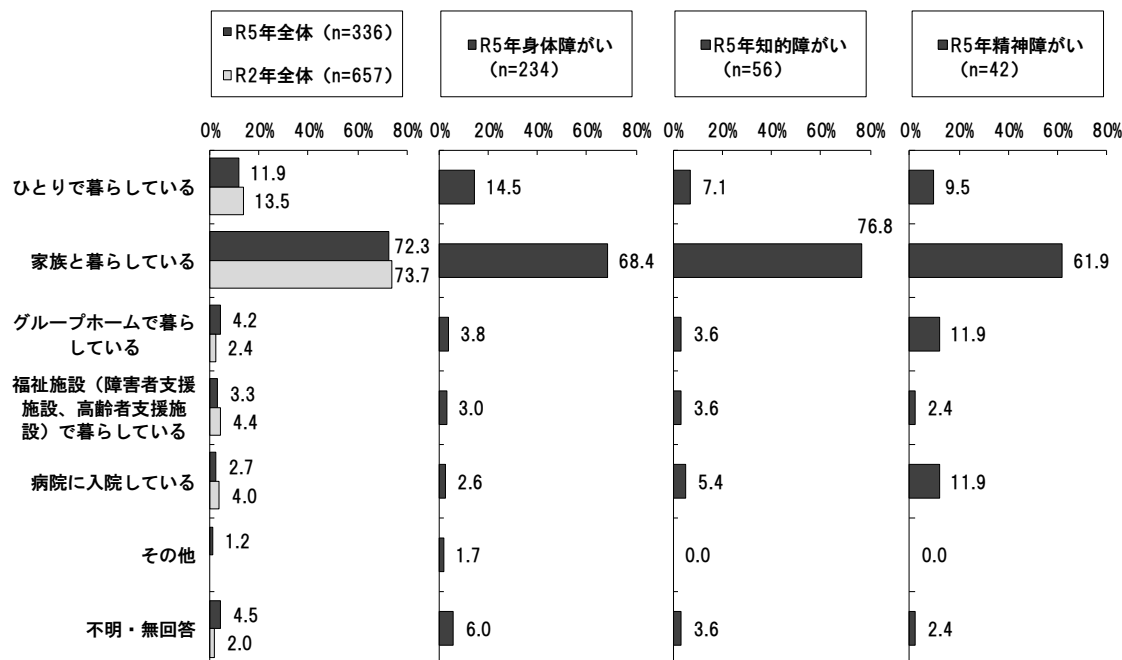
③発達障がいの診断の有無（単数回答）

発達障がいと診断されたことがある人は、全体の 13.1%となっています。特に知的障がいのある方では、「診断されたことがある」が 42.9%となっています。



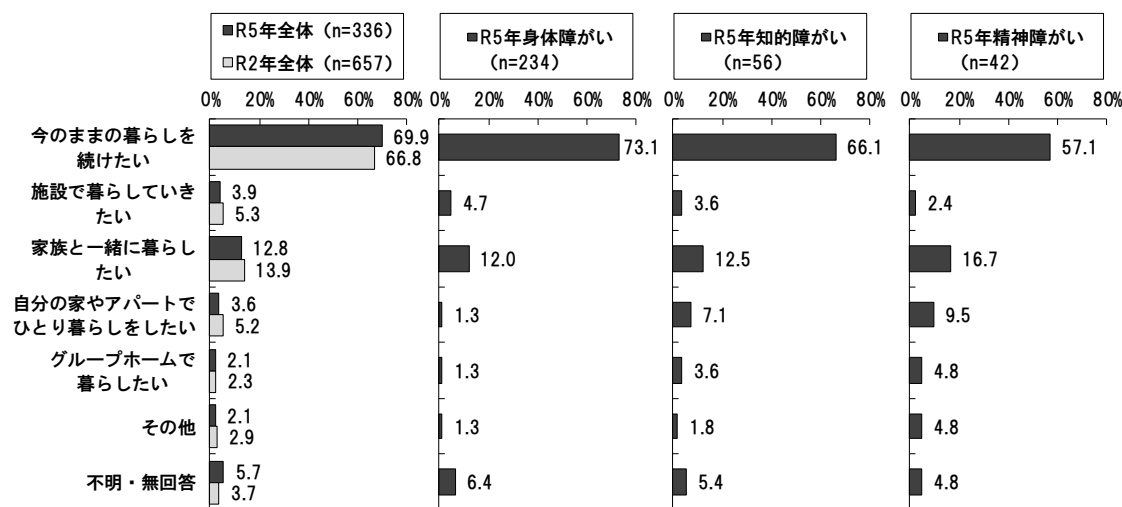
④現在の暮らし方（単数回答）

いずれの障がいも「家族と暮らしている」が最も多く、次いで、身体障がい、知的障がいの
ある方は「ひとりで暮らしている」、精神障がいのある方では「グループホームで暮らしてい
る」と「病院に入院している」が多くなっています。



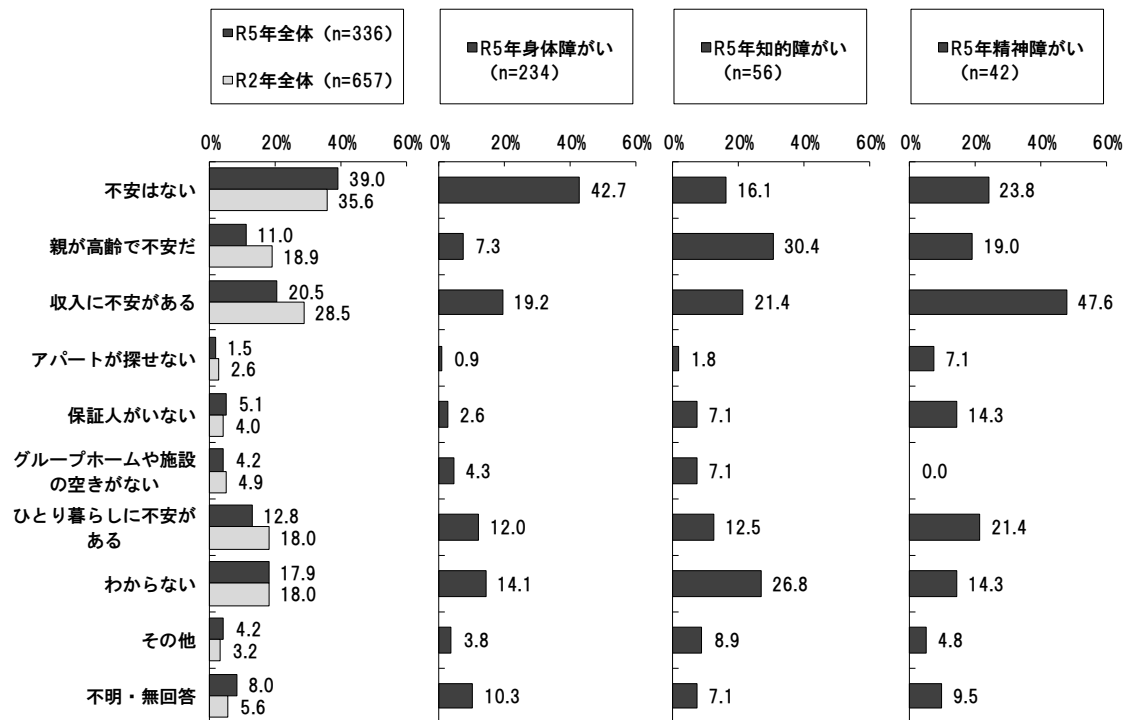
⑤今後の暮らし方（単数回答）

いずれの障がいも、「今のままの暮らしを続けたい」が半数以上と最も多く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が多くなっています。



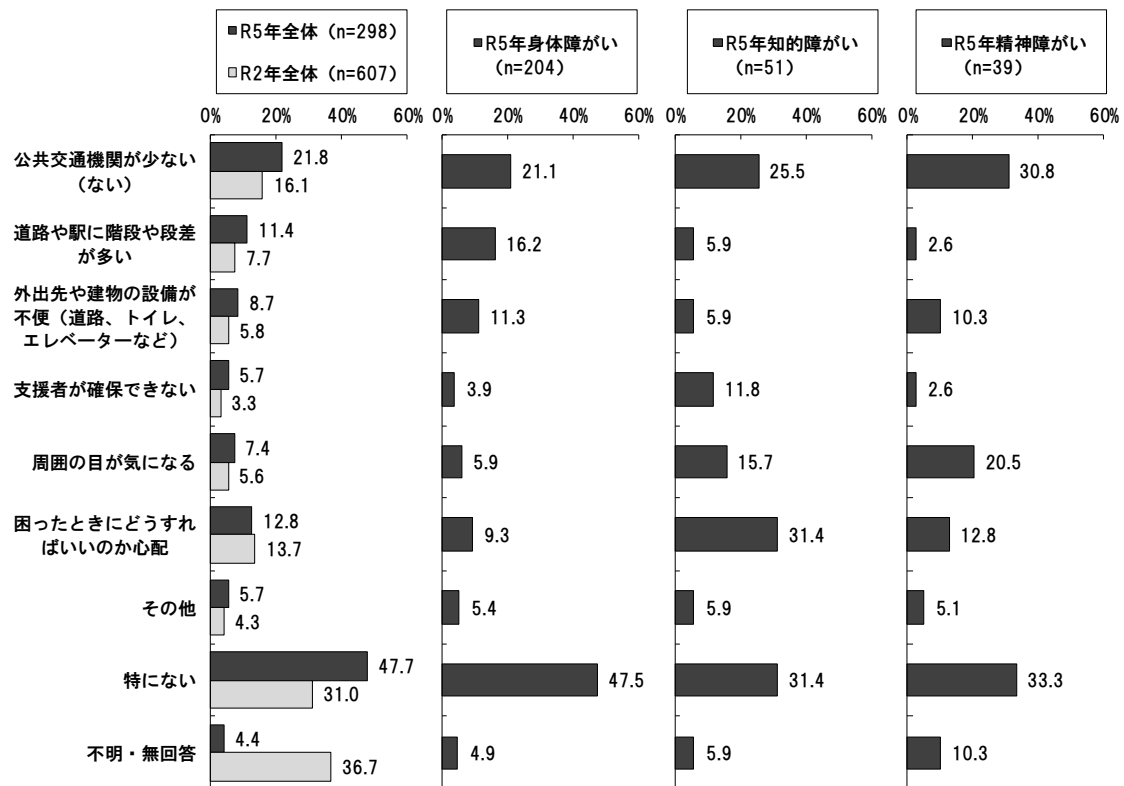
⑥将来の住まいについての不安（複数回答）

「不安はない」を除くと、身体障がい、精神障がいのある方では「収入に不安がある」、知的障がいのある方では「親が高齢で不安だ」が最も多くなっています。



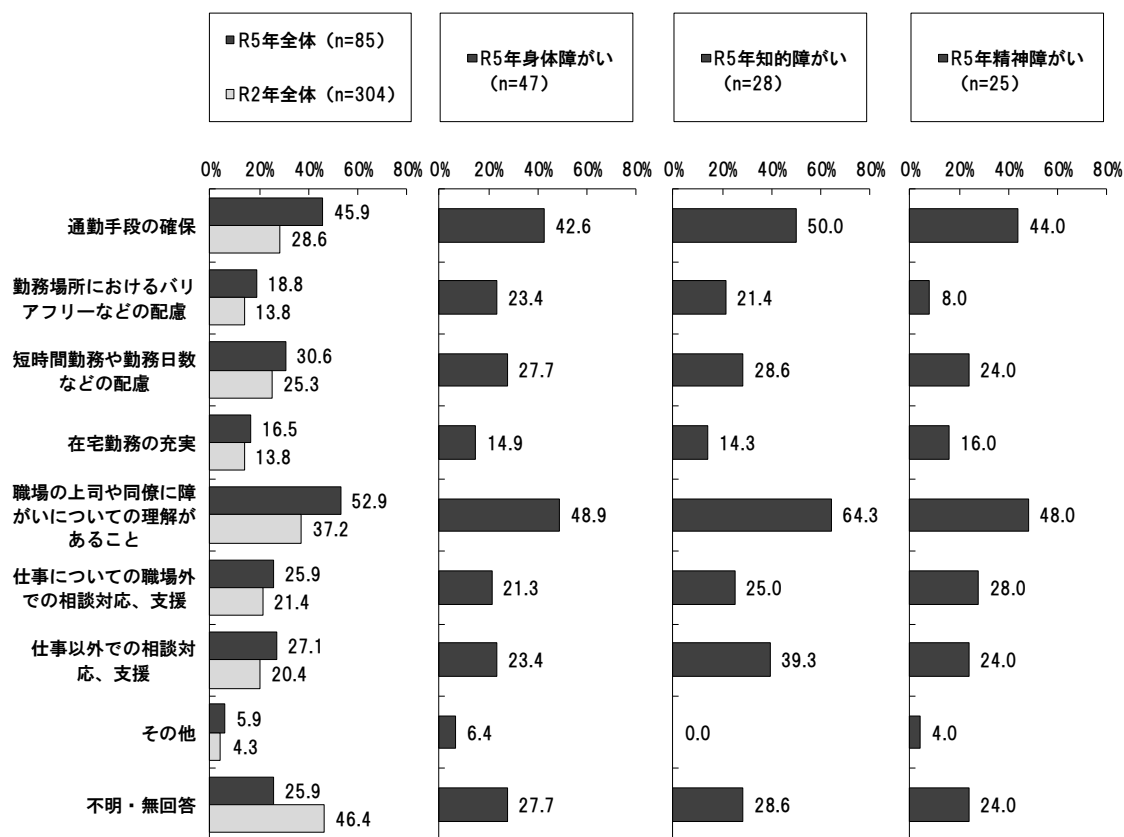
⑦外出の際困ること（複数回答）

「特になし」を除くと、身体障がい、精神障がいのある方は「公共交通機関が少ない(ない)」、知的障がいのある方では「困ったときにどうすればいいのか心配」が最も多くなっています。



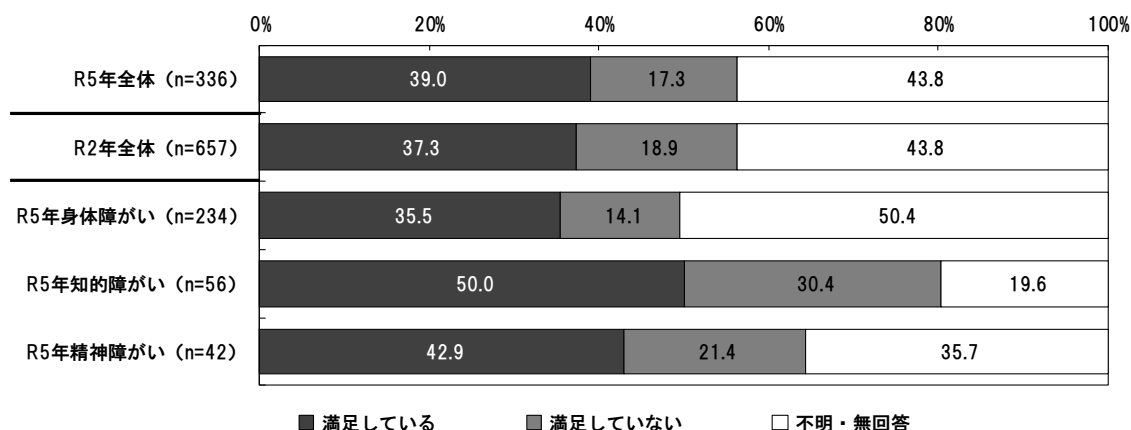
⑧障がい者の就労に必要な支援（複数回答）

いずれの障がいも、「職場の上司や同僚に障がいについての理解があること」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」が多くなっています。



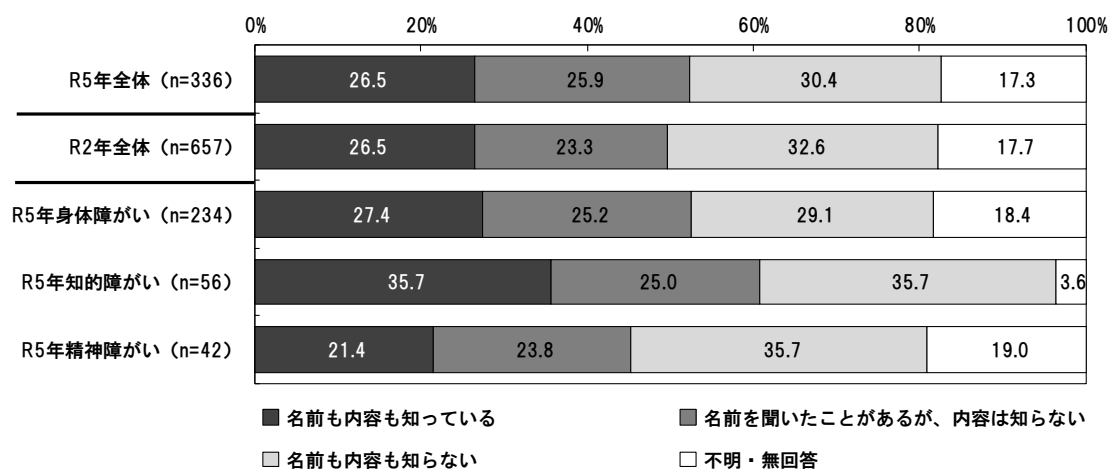
⑨福祉サービスへの満足度（単数回答）

いずれの障がいも「満足している」が「満足していない」を上回っています。



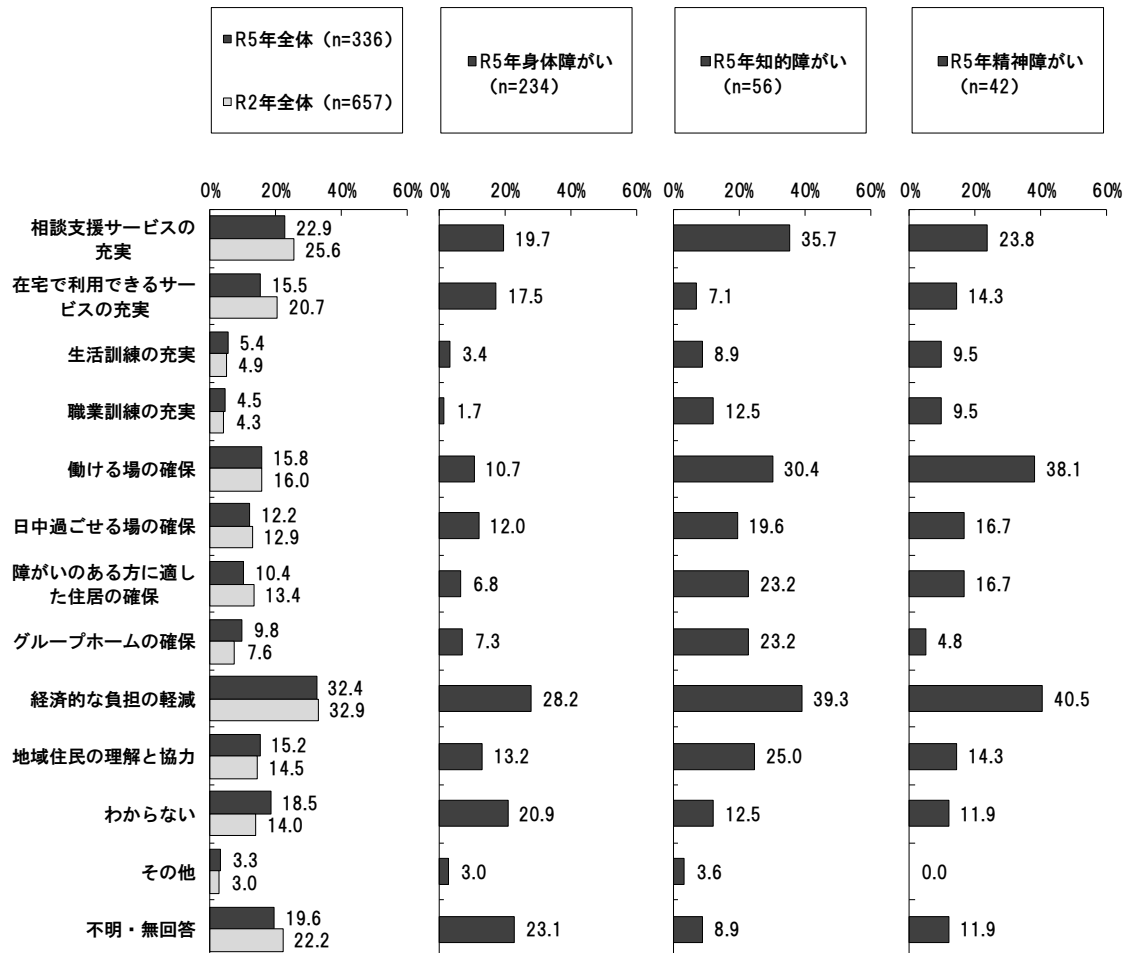
⑩成年後見制度の認知度（単数回答）

「名前も内容も知らない」が30.4%と最も多く、次いで「名前も内容も知っている」は26.5%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」は25.9%となっています。



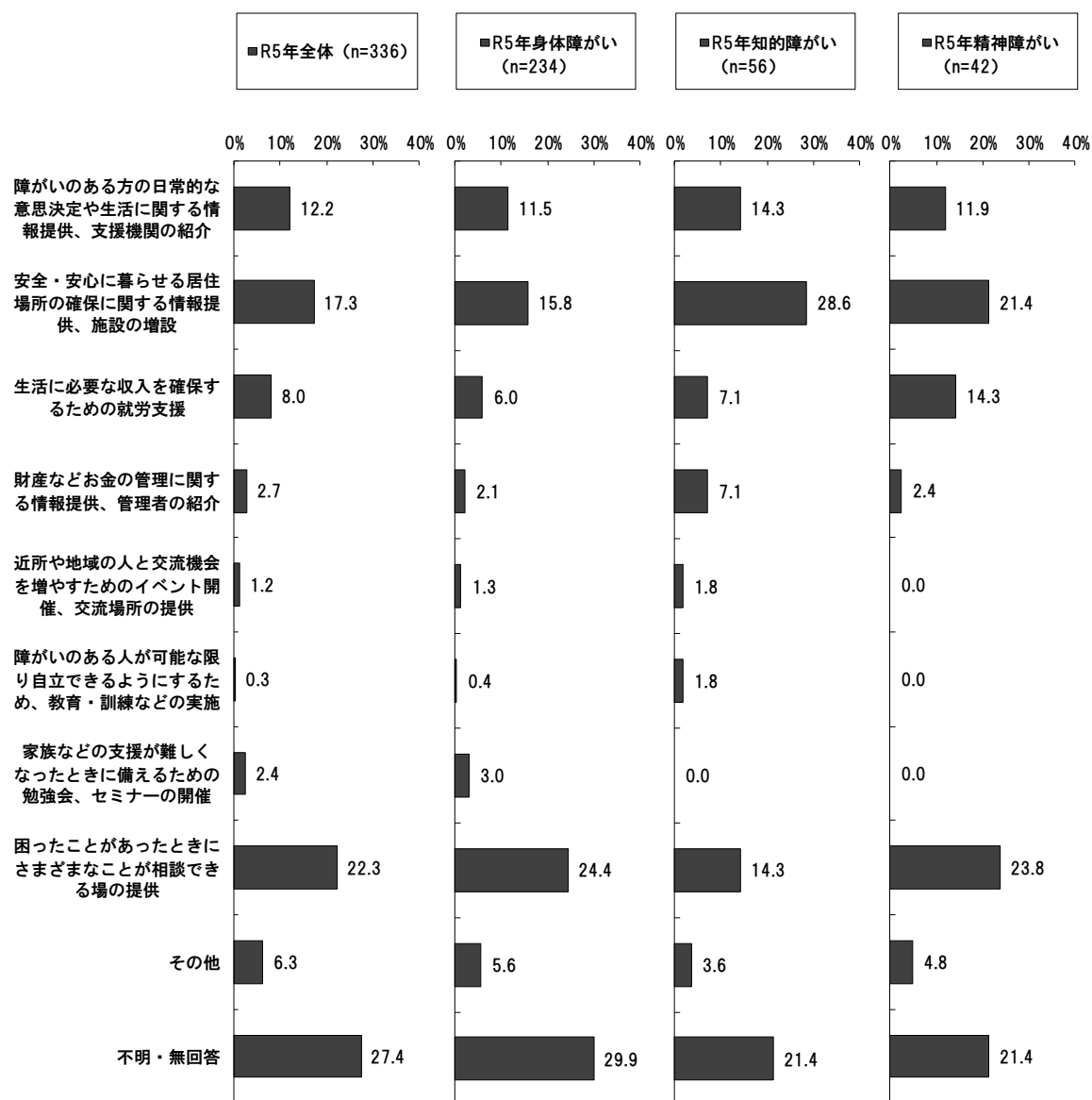
⑪地域での生活に必要な支援（3つまで複数回答）

いずれの障がいも「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで身体障がい、知的障がいのある方では「相談支援サービスの充実」、精神障がいのある方では「働ける場の確保」が多くなっています。



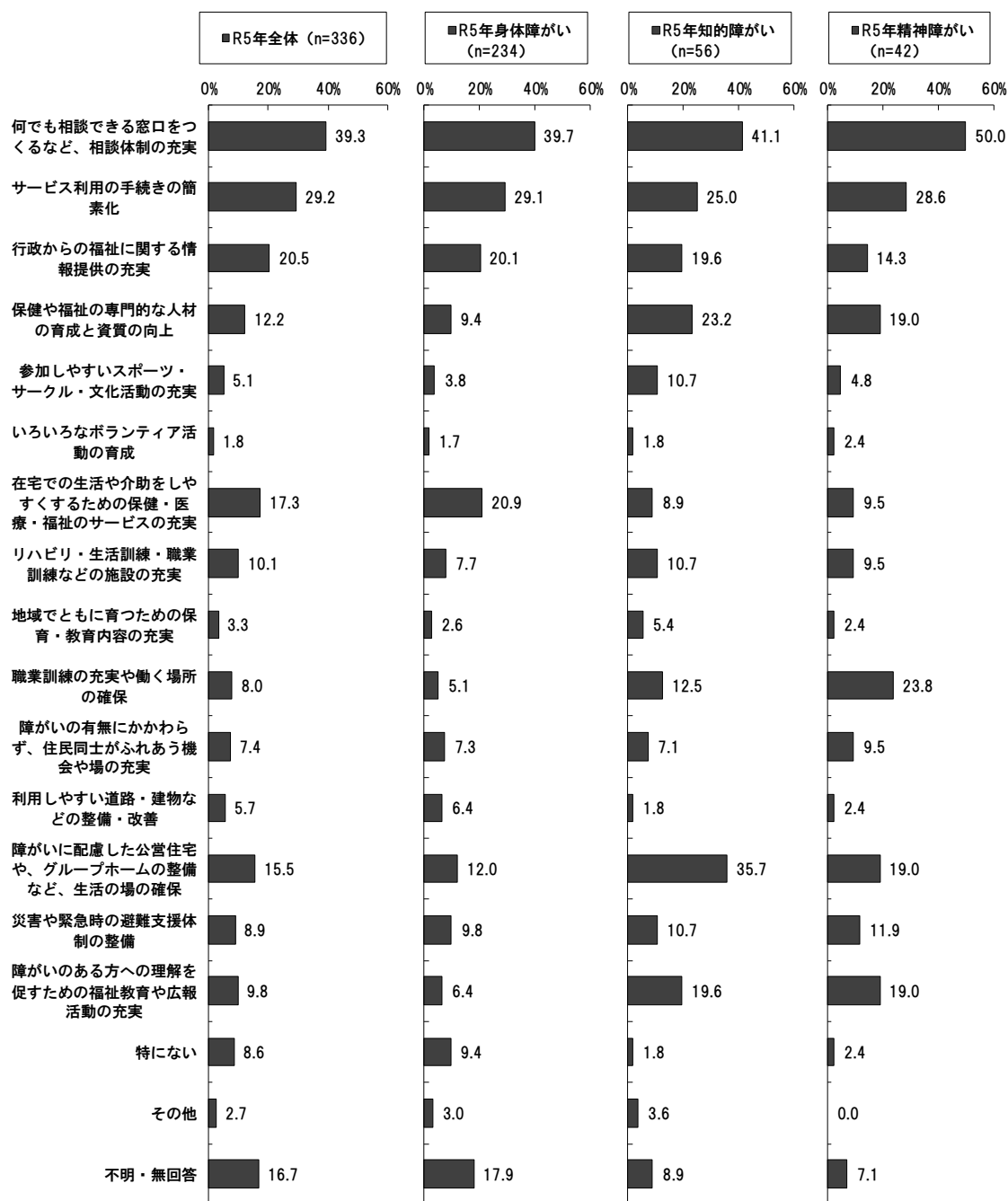
⑫ 介助をしている家族が死亡または高齢となったときに備えて必要なこと（単数回答）

身体障がい、精神障がいのある方では「困ったことがあったときにさまざまなことが相談できる場の提供」、知的障がいのある方では「安全・安心に暮らせる居住場所の確保に関する情報提供、施設の増設」が最も多く、次いで、身体障がいのある方、精神障がいのある方では「安全・安心に暮らせる居住場所の確保に関する情報提供、施設の増設」、知的障がいのある方では「障がいのある方の日常的な意思決定や生活に関する情報提供、支援機関の紹介」と「困ったことがあったときにさまざまなことが相談できる場の提供」が多くなっています。



⑬住み良いまちをつくるために必要なこと（3つまで複数回答）

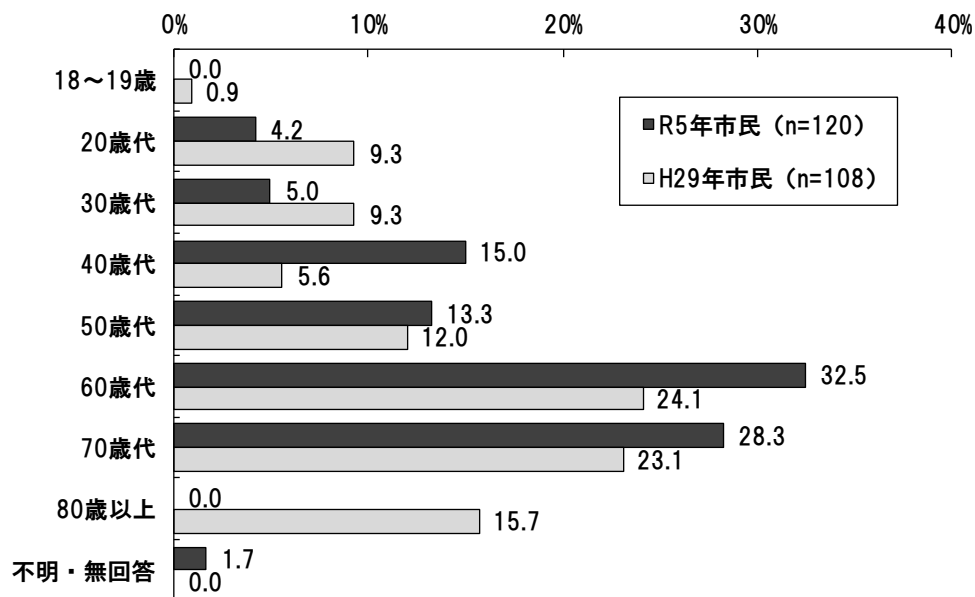
いずれの障がいも「何でも相談できる窓口をつくるなど、相談体制の充実」が最も多く、次いで身体障がい、精神障がいのある方では「サービス利用の手続きの簡素化」、知的障がいのある方では「障がいに配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」が多くなっています。



（３）市民対象調査について

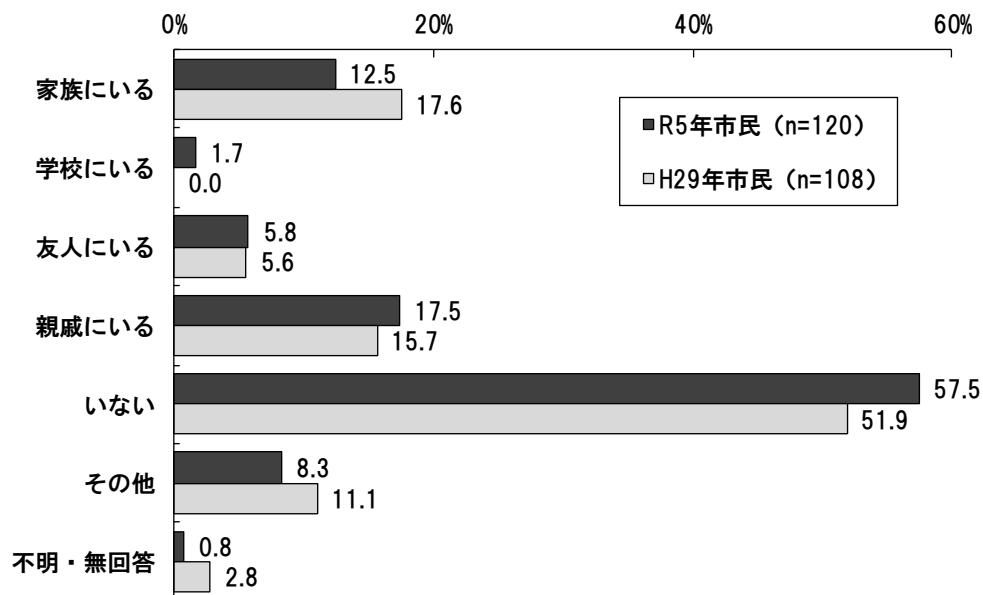
①回答者の年齢（単数回答）

「60 歳代」が 32.5%と最も多く、次いで「70 歳代」が 28.3%となっています。



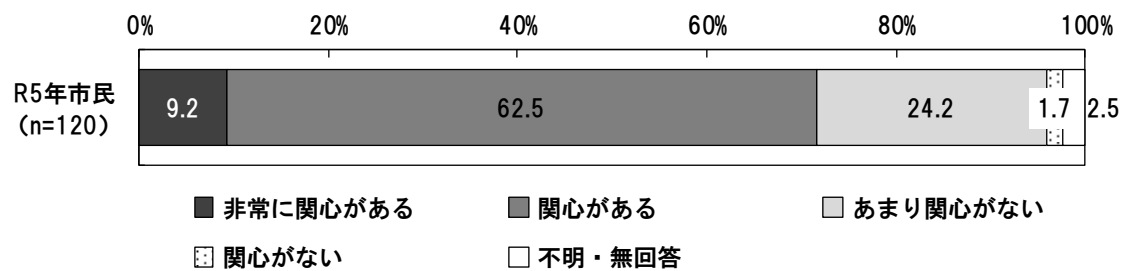
②身近に障がい者がいるか（複数回答）

「いない」が 57.5%で最も多く、次いで「親戚にいる」が 17.5%、「家族にいる」が 12.5%となっています。



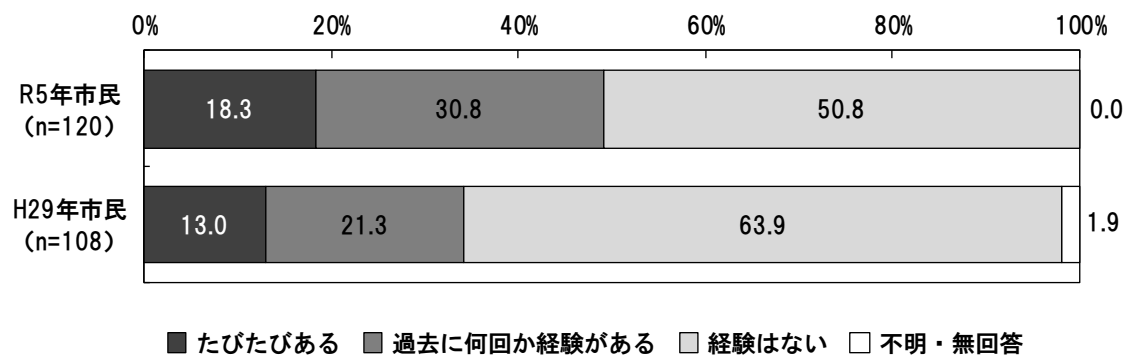
③障がい福祉への関心（単数回答）

「非常に関心がある」の 9.2%と「関心がある」の 62.5%を合計すると、全体の 71.7%が障がい福祉に関心があると回答しています。



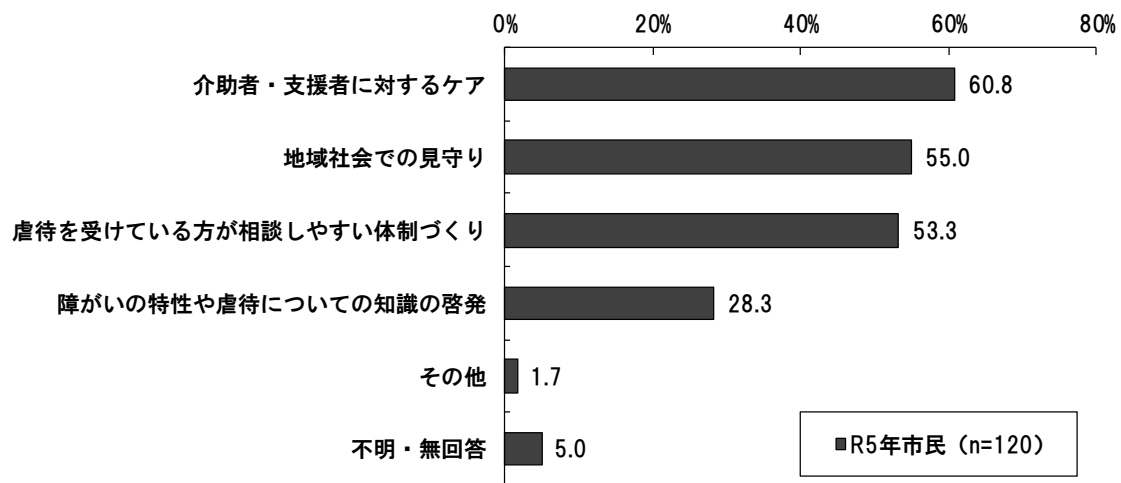
④障がい者と一緒に活動した経験（単数回答）

「たびたびある」の 18.3%、「過去に何回か経験がある」の 30.8%を合計すると、全体の 49.1%が経験ありと回答しています。



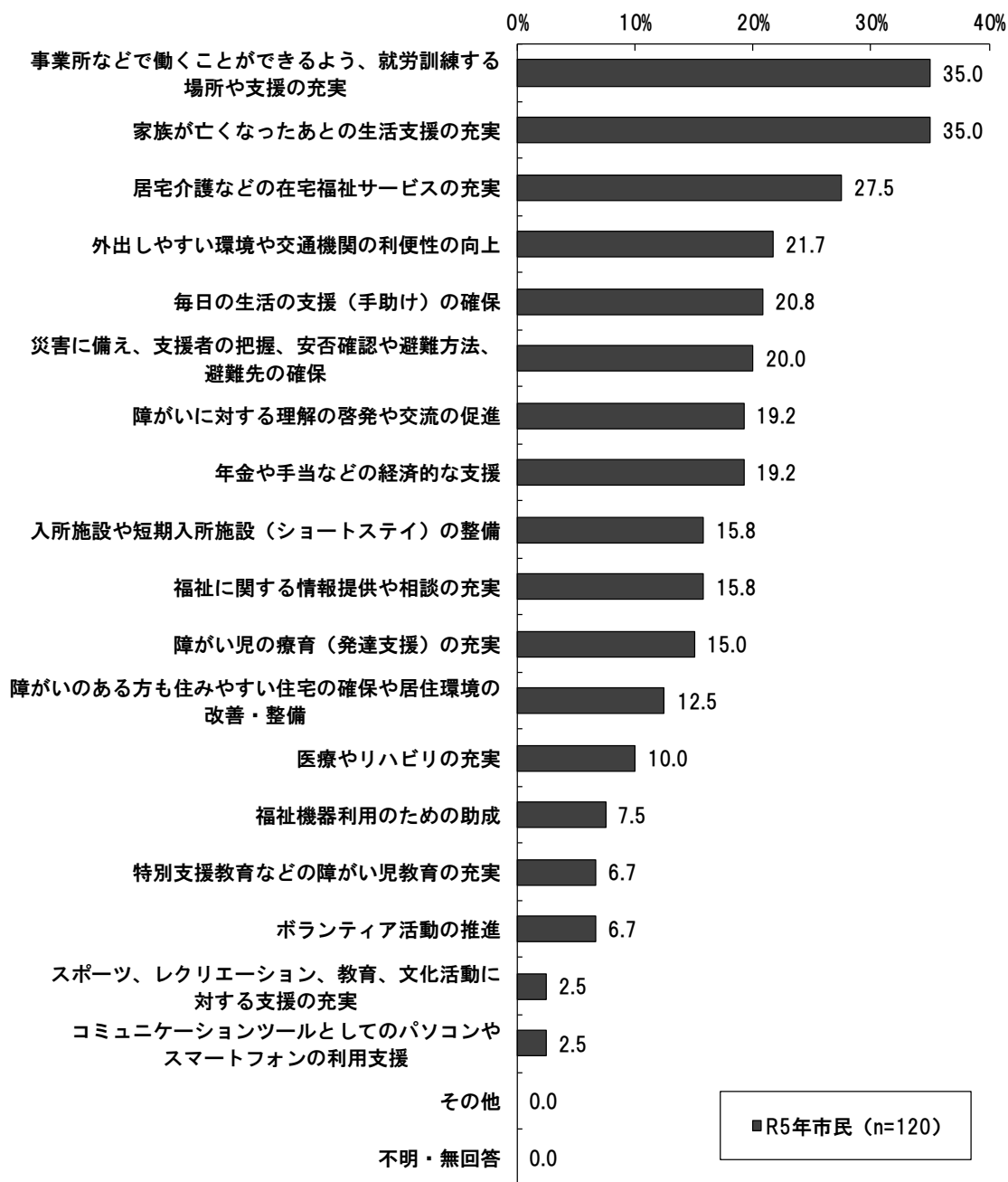
⑤障がいのある方への虐待をなくすために必要なこと（複数回答）

「介助者・支援者に対するケア」が 60.8%で最も多く、次いで「地域社会での見守り」が 55.0%、「虐待を受けている方が相談しやすい体制づくり」が 53.3%となっています。



⑥障がい者にとって住みやすいまちをつくるために重要な活動（3つまで複数回答）

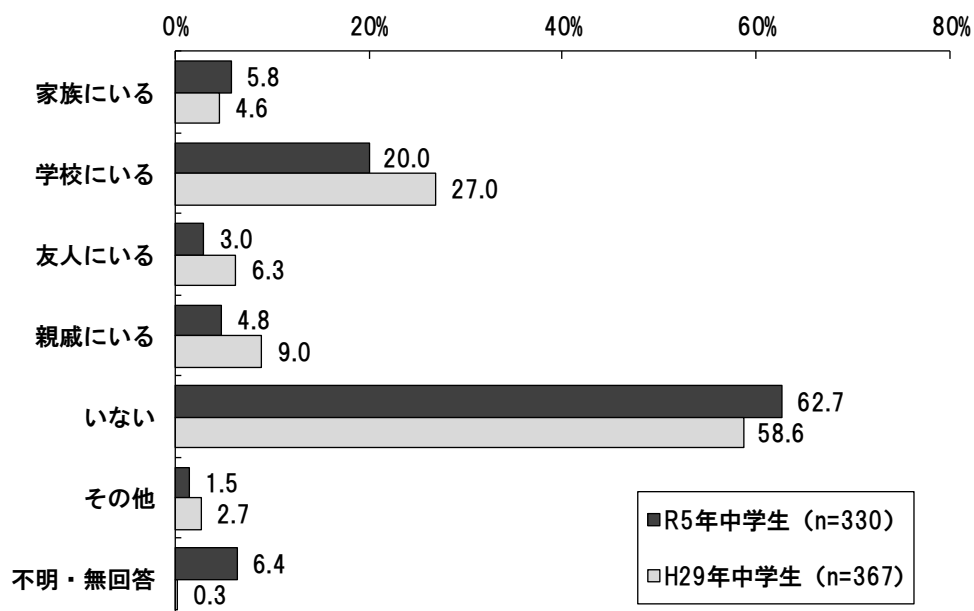
「事業所などで働くことができるよう、就労訓練する場所や支援の充実」と「家族が亡くなったあとの生活支援の充実」がいずれも 35.0%で最も多く、次いで「居宅介護などの在宅福祉サービスの充実」が 27.5%となっています。



（４）中学生対象調査について

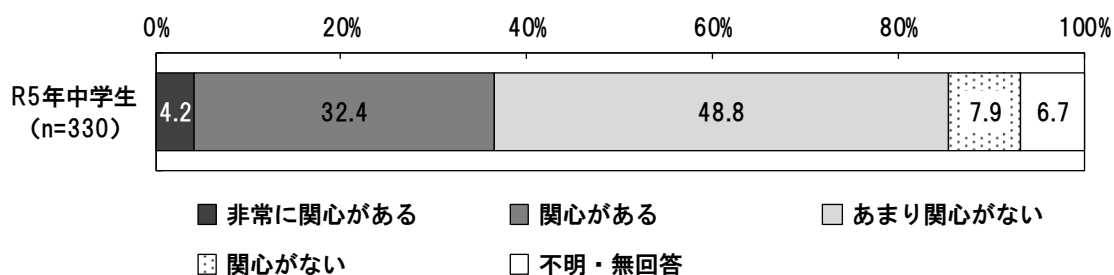
①身近に障がいのある方がいるか（単数回答）

「いない」が62.7%で最も多く、次いで「学校にいる」が20.0%、「家族にいる」が5.8%となっています。



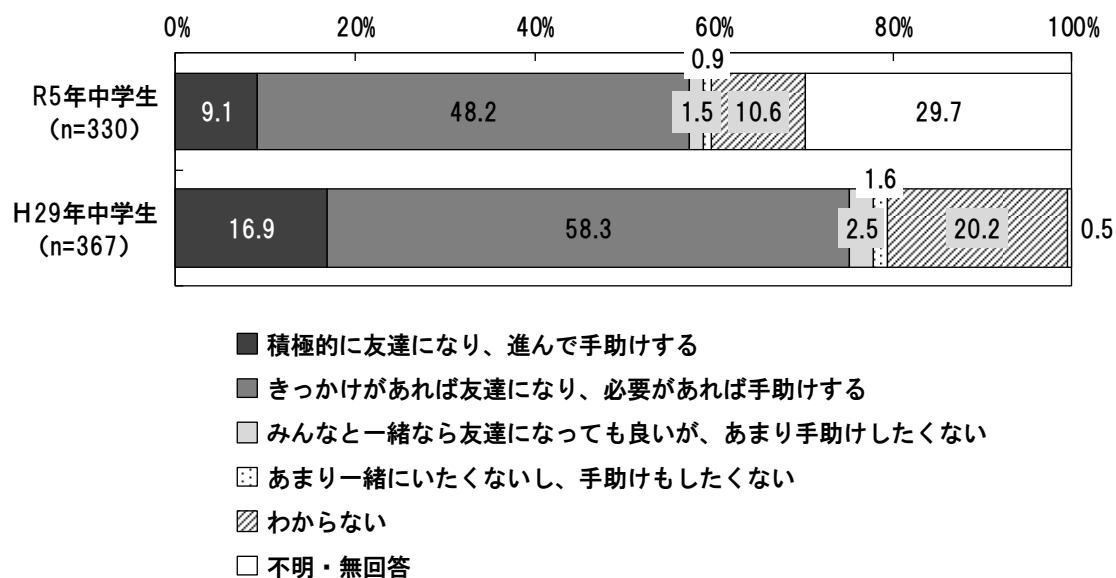
②障がい福祉への関心（単数回答）

「非常に関心がある」の4.2%と「関心がある」の32.4%を合計すると、全体の36.6%が障がい福祉に関心があると回答しています。



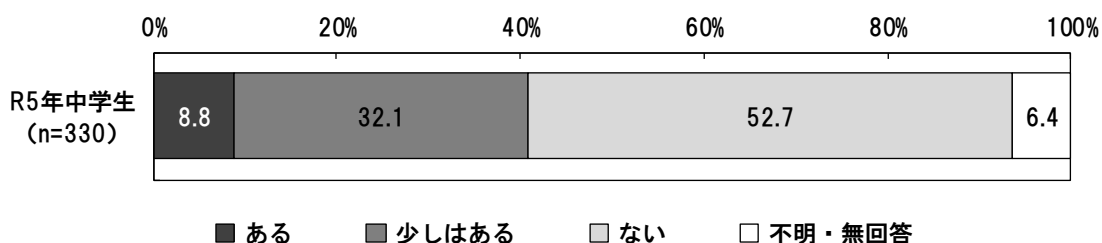
③同じクラスに障がいのある方がいたらどうするか（単数回答）

「きっかけがあれば友達になり、必要があれば手助けする」が 48.2%で最も多く、次いで「わからない」が 10.6%、「積極的に友達になり、進んで手助けする」が 9.1%となっています。



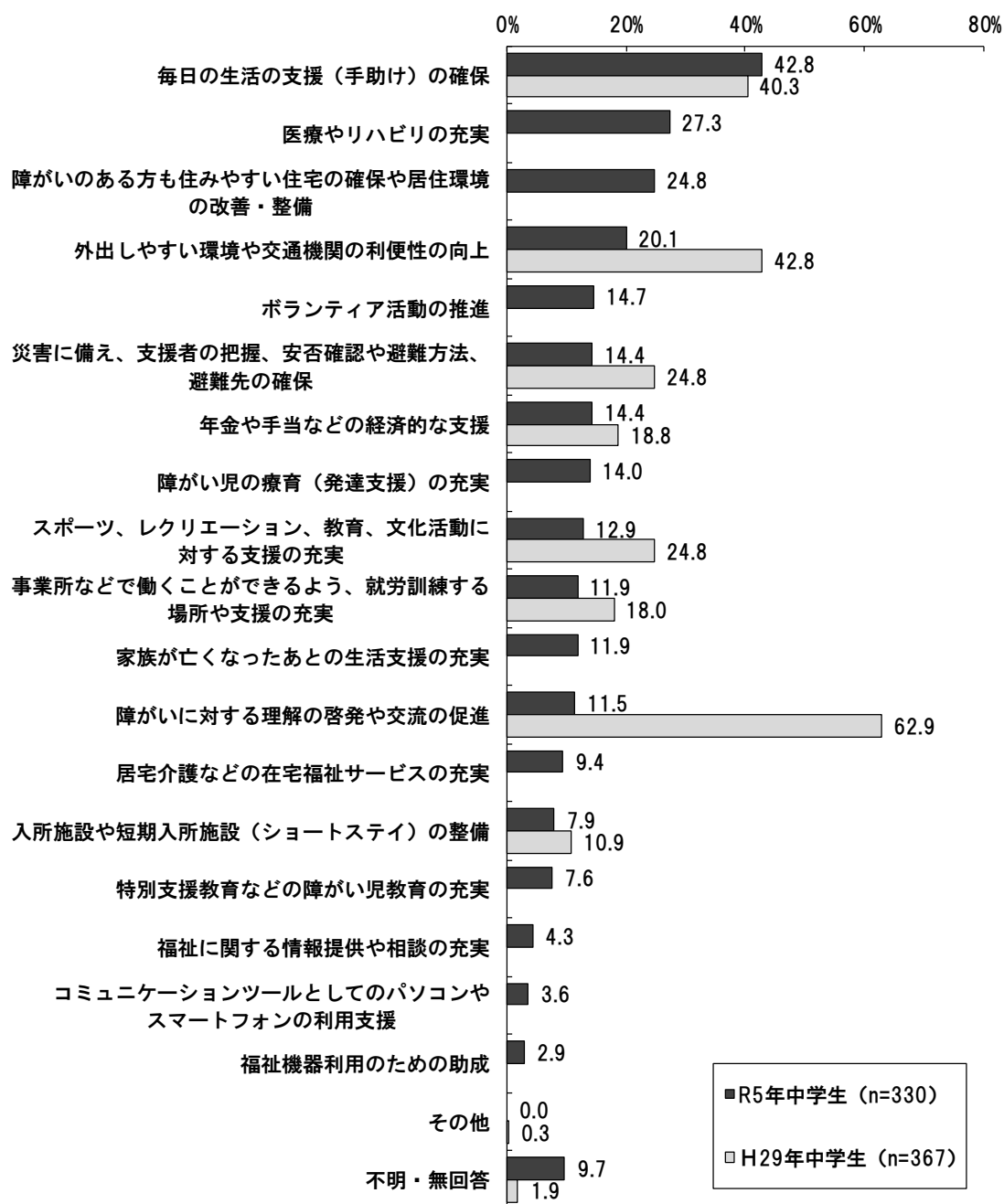
④障がいのある方に対する差別や人権侵害を感じたことがあるか（単数回答）

「ある」の 8.8%と「少しはある」の 32.1%を合計すると、全体の 40.9%が差別や人権侵害を感じることはあると回答しています。



⑤障がい者にとって住みやすいまちをつくるために重要な活動（3つまで複数回答）

「毎日の生活の支援（手助け）の確保」が42.8%で最も多く、次いで「医療やリハビリの充実」が27.3%、「障がいのある方も住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備」が24.8%となっています。



第3章 計画の方向性

第1節 基本理念

共に支えあい、だれもが安心して 生活できる地域共生社会の実現

本市では、障がいのある方がさまざまな支援を得ながらも、地域の一員として、住み慣れた地域で誇りを持って、自分らしく、そして主体的に、こころ豊かに暮らすことができるまちを目指します。

また、障がいのある方の自己選択と自己決定を尊重し、誰もがその能力を発揮して、社会の多くの分野に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

そして、常に変化していく障がい者（児）の支援のニーズに対しては、行政と事業者における協議を密にすることで連携を強化し、必要なサービスが必要な方に的確に届く支援体制の構築を図ります。



第2節 計画の視点

本市においては、次の（１）～（３）の視点から、総合的かつ計画的に取り組みを進めます。

（１）包括的な社会の視点

包括的な社会の実現を目指して、以下のことに取り組みます。

- 障がいのある方の社会参加を妨げている物理的な障壁はもちろんのこと、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識といった心理的な障壁など、すべての障壁（バリア）を除去し（フリー）、障がいの有無にかかわらず、その人が持つ能力を最大限発揮しながら、安心して生活できるような社会を目指します。
- すべての市民にとって、情報やサービスがより利用しやすくなるように努めることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

（２）意思決定の視点

人生のすべての段階において、障がいのある方が自ら選択し、意思決定ができるように以下のことに取り組みます。

- 衣食住といった日常生活の場面や生活のあり方等において、障がいのある方が自らの意思を反映する方法を示した「意思決定支援ガイドライン」について、介助者、あるいは支援する側の認識を促し、障がいのある方の主体的な意思が反映されたサービスの提供や支援を行います。
- 障がいのある方を支援するための政策や施策等の立案、その決定過程、計画等の策定においては、障がいのある方を含めた市民の主体的な参加を推進します。

（３）共生の視点

既存の制度や事業等にとらわれることなく、障がいのある方のニーズや特性等に対応した適切な支援を行うことができるよう、以下のことに取り組みます。

- 行政の各分野や関係機関、事業所が、これまでよりも緊密に連携します。
- 一人ひとりの市民が自立しながら共存することで、地域で互いに尊重しながら、共に支えあい、助けあう共生のまちづくりを展開します。

第3節 計画策定にあたっての課題

（１）障がいのある方の権利擁護の推進

市民を対象としたアンケート調査の結果をみると、「障がいのある方に対する差別や人権侵害を感じることはありますか」との問いに対して、「ある」（12.5％）と「少しはある」（50.8％）を合計すると、63.3％の方が差別や人権侵害を感じることもある、と回答しています。

また、「障害者差別解消法」については、「知らない」と回答した市民が 59.2％と半数以上となっています。

さらに、当事者を対象としたアンケート調査の結果をみると、成年後見制度について「名前も内容も知っている」と回答した方は 26.5％にとどまり、制度そのものの周知が課題となっています。

今後は、家庭や学校、地域が連携しながら、障がいのある方が抱える社会的な課題、障がい福祉の理念や制度等の理解を高める活動を推進し、誰もが分け隔てなく暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けての取り組みが必要です。

（２）障がいのある方への在宅福祉サービスの拡充

当事者を対象としたアンケート調査によると、「いま利用している福祉サービスに満足していますか」との問いにおいて、「満足していない」理由として、「利用できる事業所が少ない」（39.7％）、「サービスが自分に合っているかわからない」（36.2％）、といった回答が多くみられました。

本市においても、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、地域の実情に即した在宅福祉サービスの体制づくりに取り組んでいますが、すべての在宅福祉サービスを市内の事業所だけで賄うことは、現実的には難しい状況です。

障がいのある方に対する在宅福祉サービスのニーズを充足するためには、既存のサービス体制を拡充するだけでなく、市内外の事業所との連携強化等の幅広い施策を推進することが必要です。

（３）障がいのある方の社会参加を進める取り組みの促進

障がいのある方が、生きがいをもって地域で充実した生活を営むためには、障がいのある方の社会参加を進める体制づくりが不可欠です。就労に関する支援を充実するとともに、趣味や学習の活動、あるいはスポーツやレクリエーションなどの活動への参加を促し、生きがいづくりへと結びつける取り組みが必要です。また、それらの取り組みを進めるために、気軽に外出できるような環境整備が求められます。

（４）障がいのある方に対する防災、防犯対策の確立

障がいのある方が地域で暮らすためには、近年多くみられる自然災害への対策、あるいは犯罪への対策など、障がいのある方が安全に、そして安心して暮らすことができる環境づくりが求められています。そのためには、関係機関や団体等ばかりではなく、地域住民等も含めた地域社会ぐるみの支援が必要となります。

今後、「安否確認の声かけ」や「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」といった支援を日頃から地域全体で行うことが重要です。

（５）障がいのある子どもたちへの支援体制の充実

障がいのある子どもとその家族に対しては、障がいの疑いがある乳幼児期から学校卒業までの間、身近な地域で効果的な支援を一貫して提供できる体制づくりが必要です。

また、障がいのある子どもの地域社会への参加と包容（インクルージョン）を進める観点から、個々の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育と地域社会との連携を促進することが重要です。

さらに、一般就労や障がい者施策への円滑な移行を図るなど、切れ目のない支援を充実するとともに、医療的ケアが必要な子どもや発達に課題がある子どもに対して、医療・福祉・教育が連携して対応できる体制づくりが求められます。



第4節 基本目標

第3節の「計画策定にあたっての課題」を受けて、以下の7つの基本目標を定めます。

【基本目標1】互いに人格と個性を尊重して支えあう地域共生のまちづくり

障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重しあい、支えあうことができる地域共生のまちづくりを進めるために、障がいのある方への偏見や差別の解消を目的とした啓発活動を行います。

また、障がいを理由とした差別の解消、障がいのある方への虐待の防止など、さまざまな権利擁護のための取り組みを推進します。

【基本目標2】地域での生活を支える安心のしくみづくり

身近な場所で必要な支援を受けることで、障がいのある方の意思や要望が尊重された日常生活や社会生活を送ることができるしくみをつくります。また、それぞれの障がいのある方のニーズに応じた保健・医療サービスや医学的リハビリテーションを受けることができる体制を整備します。

【基本目標3】障がいや疾病等で支援が必要な子どもへの福祉と教育の充実

障がいのある子どもに対する療育や保育にあたっては、各関係機関との情報共有と連携により、それぞれのニーズに対応した支援を行える体制づくりに努めます。

また、「インクルーシブ教育」の理念をもとに、すべての子どもたちが共に学び、一人ひとりの特性や能力に応じた指導が受けられる教育体制づくりを推進します。

【基本目標4】一人ひとりが輝けるこころ豊かな暮らしづくり

障がいのある方が生きがいを持って社会参加するために、就労の場の確保や就労後のフォローといった、就労を支援する体制を整える取り組みを支援します。

また、趣味やライフスタイルに応じた文化芸術活動やスポーツ等を楽しめる環境を整えます。

さらに、障がいのある方のさまざまな活動、それらの活動を支援するNPO、ボランティア団体の取り組みを支える体制の充実を図ります。

【基本目標5】安心・安全な暮らしの体制整備

障がいのある方の活動の場や行動範囲を広げ、かつ自由な社会参加を促すため、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

障がいのある方が地域社会で安全かつ安心して暮らすことができるよう、防災対策や防犯対策を講じるとともに、消費者トラブルの防止とその被害救済のための対策を進めます。

【基本目標6】充実した相談体制と分かりやすい情報提供のしくみづくり

障がいのある方が自らの意思で生活のあり方を選択することを支援するために、相談支援体制をさらに充実させます。

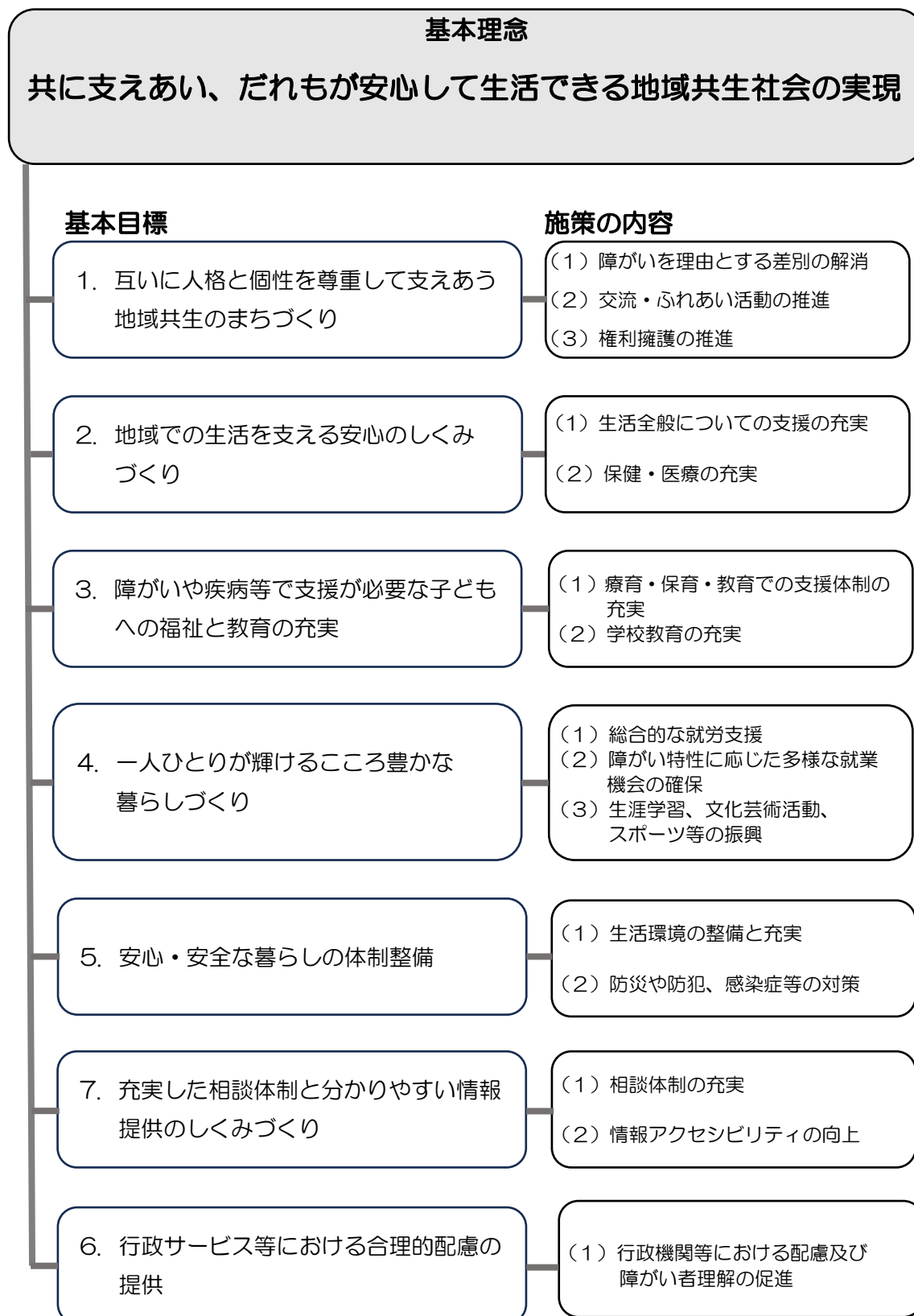
また、障がいのある方が支障なく情報を取得して活用できるように、情報アクセシビリティの向上、情報提供内容の充実と周知方法の改善、コミュニケーション支援の充実を進めます。

【基本目標7】行政サービス等における合理的配慮の提供

障がいのある方が合理的な配慮を受けることができるように、市職員等の障がい者理解の促進を進める取り組みを行うとともに、その権利が円滑に行使できるような体制整備を行います。また、民間事業所の合理的配慮の提供については、県等と連携しながら、周知啓発に努めます。



第5節 計画の体系



第4章 障がい者計画

第1節 互いに人格と個性を尊重して支えあう地域共生のまちづくり

1. 現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域住民が障がいや障がいのある方に対する正しい知識と、それに基づく正しい理解を持ち、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が尊重される地域社会をつくっていくことが重要です。

また、障がいのある方とそうでない方との相互の理解を深めるために、交流や共同での学習活動を通じて、多様性を理解し、差別や排除の行動を取ることなく、お互いの良さを認めあって協働していくことも大切です。

さらに、障がいのある方の尊厳を守るとともに、自立した生活が保障され、自由に社会参加ができるよう、さまざまな取り組みを行っていくことも必要となっています。

2. 施策の方向

(1) 障がいを理由とする差別の解消

「障害者差別解消法」の理念である「不当な差別的取扱い」の禁止と、「合理的配慮」についての周知を図るとともに、相談窓口を設置するなど、具体的な問題の解決に向けた取り組みに努めます。

(2) 交流・ふれあい活動の推進

学校や社会教育の場を活用して、障がいや障がいのある方についての正しい知識の普及を図るとともに、障がいのある方との交流の場を設けることに努めます。

(3) 権利擁護の推進

成年後見制度の周知と、利用につながる関係機関とのネットワークを進め、障がいのある方の意思の尊重と権利擁護に取り組めます。

3. 具体的な取り組み

(1) 障がい者を理由とする差別の解消

施策	内容
障がいを理由とする差別に対する相談窓口の設置	障がいのある方に対する不当な差別的取扱いに対する相談窓口を設置するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図り、問題の解決に努めます。
障がい者差別の解消に向けた啓発活動	障がい者への差別の解消を目的とした啓発活動について、市民の意識向上を目指して、より分かりやすい啓発活動のあり方を検討します。
障がい者虐待への対応	関係機関等と連携し、障がい者への虐待の早期の発見と対応に努めます。また、障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会とその責任者の設置を進めるとともに、職員研修の機会を設けます。さらに、虐待防止を目的に、学校や保育施設、医療機関との連携と情報共有を図ります。

(2) 交流・ふれあい活動の推進

施策	内容
福祉教育の充実	学校教育や社会教育の場を活用して、障がいや障がいのある方についての正しい知識の普及と、市民の意識向上に努めます。
障がいのある方との交流の場づくり	障がいのある方と地域との交流を促進するため、各種団体の協力を得ながら、地域で行われるさまざまな行事や活動に、障がいのある方も参加しやすい環境づくりに取り組みます。

(3) 権利擁護の推進

施策	内容
障がいのある方の権利擁護に向けた体制の充実	相談支援事業所や中核機関との連携により、成年後見制度の周知や権利保護のための助言を行うなど、権利擁護に向けた体制の整備を図ります。

第2節 地域での生活を支える安心のしくみづくり

1. 現状と課題

ノーマライゼーションの理念の広がりによって、障がいのある方も、地域社会の一員として暮らしていくことが、当たり前のこととして受け入れられるようになってきました。

しかし、障がいのある方が地域社会で安心して生活していくためには、在宅生活を支える保健・医療・福祉のさまざまな支援が必要です。そのため、地域における保健・医療・福祉の連携体制の強化を進めていくことが重要です。

2. 施策の方向

（1）生活全般についての支援の充実

障がいのある方が、その特性や本人の意向を尊重されながら、自立した生活を送ることができるよう支援体制の充実を図ります。また、在宅福祉サービスの周知を図り、その利用を促すとともに、地域移行・地域定着支援の充実に努めます。

（2）保健・医療の充実

医療と介護を必要とする障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるためには、医療と福祉が一体的に提供されることが重要です。また、関係機関が地域の実情や課題を共有しながら、障がいのある方とその家族の多様なニーズに対応できるよう、地域包括ケアシステム構想との連携を図ります。

3. 具体的な取り組み

(1) 生活全般についての支援の充実

施策	内容
適切な障がい福祉サービス利用に向けての供給体制の充実	障がい福祉サービスを利用するすべての方に対し、サービス利用計画書を作成し、適切なサービス利用を推進します。また、必要なサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実に努めます。さらに、特に生活介護事業所が不足している現状から、事業所の新設や増設に向けた取り組みを推進します。
地域生活支援事業の推進	地域生活支援事業として提供している日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援、意思疎通支援事業等の拡大及び充実に努めます。また、相談支援等を通して必要な支援を把握し、事業の充実に努めます。
除雪作業の支援、緊急通報システムの貸与	障がいのある方を対象に、除雪作業の支援を行います。あわせて、緊急通報システムの貸与も進めます。
紙おむつ・ストマ用装具給付券の交付	在宅の重度障がい者等に対して、紙おむつ・ストマ用装具等購入のための給付券を交付します。
住宅改修費用助成制度の活用	障がいのある方が安全な在宅生活を送るための手すりの取り付けや段差解消などを対象に、「住宅改修費用助成制度」の活用を促します。
住宅確保への配慮	障がいのある方とその家族が安心して暮らせる住宅を確保するために、市営住宅の1階（接地階）への優先入居を推進します。
宿泊型自立訓練施設等の利用	障がいのある方の地域移行に向けて、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談や助言を行う宿泊型自立訓練施設等を活用し、在宅での自立した生活ができるよう支援します。
各種減免・割引制度の周知	自立支援医療費、重度心身障害者医療費助成制度など各種医療費公費負担制度などにより、障がいのある方等の医療費の負担を軽減します。そのほか、障がいのある方の外出機会の創出に向け、交通費の一部を助成します。
障がい福祉サービスの充実	障がいのある方が身近なところで利用できる施設・サービスについて、地域の充足状況やニーズを考慮しながら、整備を検討します。また、在宅で介護している方々がレスパイトできる日中一時支援の充実について検討します。
定期的な巡回訪問の実施	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していただく方が居宅での自立生活により抱えている課題等に対し、定期的な巡回訪問や相談等を行い、必要な情報の提供や助言等の援助を行います。

施策	内容
喜多方市地域自立支援協議会との情報共有	喜多方市地域自立支援協議会での研修会の開催や事例等の課題などの情報共有を進めることで、障がい福祉サービスに携わる事業所同士の連携を図るとともに、障がい福祉サービスの向上に努めます。

(2) 保健・医療の充実

施策	内容
地域医療の充実と地域包括ケアシステムとの連携	医療や介護が必要な障がいのある方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域医療の充実に努めます。また、関係機関が住まい・医療・介護・生活支援などについての地域の実情と課題を共有しつつ、障がいのある方とその家族の多様なニーズに対応できるよう、地域包括ケアシステム構想との連携を図ります。
保健師等による家庭訪問や相談支援	医療や介護が必要な障がいのある方などを対象に、保健師等による家庭訪問や相談支援を継続して実施します。
健康診査・保健指導の推進	乳幼児から高齢者まで年代に応じた各健康診査等を充実させるとともに、受診率向上を図ることにより、障がいの早期発見及び早期対応に努めます。
精神保健の充実	精神保健に関する正しい知識の普及に努め、相談体制の充実を図るとともに関係機関と連携し、個々のケースに対する切れ目のない支援に努めます。



第3節 障がいや疾病で支援が必要な子どもへの福祉と教育の充実

1. 現状と課題

障がいのある子どもの発達と自立を促すためには、個々の障がいの状態やライフステージに応じた効果的な保育・教育を行うことが重要です。一部の個別ケースでは喜多方市地域自立支援協議会の専門部会における課題検討や個別支援会議の開催を通じて関係機関と情報を共有し、課題解決に取り組んでいます。しかし、障がいの早期発見・早期療育に結びついていない事例もあるのが実情です。

また、特別支援教育では学校生活支援員の配置や相談体制の充実、個別の指導計画による専門的な指導に努めていますが、障がいの特性などに応じた対応も求められています。

さらに、今後を見据えると障がいの特性に応じた教育を行うとともに、各自の可能性を伸ばし、将来的に自らの意思や力で自立していけるような支援も必要です。そのため、可能な限り早期から支援を受けられるよう、障がいの早期での発見と早期療育を図るとともに、障がいのある子どもの健やかな成長に向けて一層の支援の充実が求められています。

2. 施策の方向

(1) 療育・保育・教育での支援体制の充実

障がいのある子どもに対して切れ目のない支援体制を充実させるとともに、障がいの有無にかかわらず地域社会で健やかに成長できるよう、障がい児支援を推進します。

また、障がいのある乳幼児が、発達の状況に応じた適切な保育が受けられるような環境の整備と支援体制の構築を図ります。

(2) 学校教育の充実

障がいのある児童・生徒が、それぞれの障がい特性に応じた適切な学校教育が受けられるよう、学習環境の整備や相談窓口を含めた支援体制の充実を図ります。

また、学習を進めていくうえでのさまざまな問題解決に向け、教職員の資質向上を図り、障がいのある子どもの学習をサポートします。

3. 具体的な取り組み

(1) 療育・保育・教育での支援体制の充実

施策	内容
切れ目のない支援体制の充実	医療・保育・教育での連携を深め、切れ目のない必要な支援を行える体制を強化します。また、庁内や関係機関との連携・情報共有を進めます。
統合保育の積極的推進	障がいの有無にかかわらず、子ども同士が互いに認め合えるよう、統合保育を積極的に推進します。また、家庭相談員や学校生活支援員の配置、保育士の増員といった体制整備を進めます。
専門性の高い相談支援の実施	子ども子育て総合相談窓口や相談支援事業所において、専門性の高い相談支援に取り組みます。
発達障がい児等への支援の充実	関係機関との連携により、就学前における発達障がい等に対する共通の理解と認識を深め、障がいの特性に応じた対応を図ります。
健康診査の体制整備の推進	子どもの障がいの早期発見・早期療養に資することを目的に、健康診査の体制整備を推進します。
ペアレントトレーニングの実施	ペアレントトレーニングによる障がい児の家族への支援体制の充実を図るとともに、多様なニーズに対応できるよう、近隣市町村との連携・協働に努めます。
児童発達支援の施設の充実についての取り組み	障がいのある子どもが適切な療育訓練を受けることができる児童発達支援の施設が不足しているため、引き続きサービス提供事業者と施設の充実に向けての取り組みを継続します。
放課後等デイサービスの施設の充実についての取り組み	障がいのある児童・生徒が放課後等に生活能力向上のために必要な訓練などができる放課後等デイサービスの施設が不足しているため、引き続き施設の充実に向けての取り組みを継続します。
医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の充実	医療的ケア児に係るワーキンググループの活動により、課題に対する総合的な支援体制の充実に取り組みます。

(2) 学校教育の充実

施策	内容
就学・教育相談体制の拡充	市教育委員会と各関係機関が連携し、就学・教育相談体制の拡充を図ります。また、特別支援教育アドバイザーによる学校訪問や相談活動を継続して行います。 特別支援学級への通学や通級などの学区外就学に関することや、将来的なインクルーシブ教育の推進等についても市教育委員会との調整を行います。
個別の教育支援及び指導計画の作成による専門的指導の充実	会津支援学校の協力を得ながら、それぞれの児童・生徒の障がい特性や発達の状況などを考慮しつつ、個別の教育支援及び指導計画を作成し、専門的指導の充実を図ります。
進路指導体制の充実	障がいのある児童・生徒の進路について、本人と保護者に対して十分な情報提供を行い、関係機関との連携を図りながら、進路指導体制の充実を図ります。
学習環境の充実	特別に支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校に学校生活支援員を配置します。また、教材や教具の整備により、学習環境の充実を図ります。
障がいへの理解の向上	総合的な学習の時間や道德教育、職場体験などにより、障がいへの理解が進むように努めます。
統合教育の実施	障がいのある児童・生徒が身近な地域の学校で個別に配慮がなされた教育を受け、他の子どもたちと共に学校生活を送れるよう、教育環境の整備に取り組みます。
教職員の資質向上	各種研修会等への参加などにより、教職員の専門性と指導力の向上に取り組みます。また、学校訪問やスクールカウンセラー等の活用により、課題の早期発見や具体的な支援のあり方等についての講習を行い、教職員の資質の向上を図ります。

第4節 一人ひとりが輝けるこころ豊かな暮らしづくり

1. 現状と課題

障がいのある方が地域において安心して暮らしていくためには、さまざまな形での社会参加を進めていくことが必要です。その方策としては就労とさまざまな余暇活動が考えられます。

障がいのある方の雇用については、「障害者雇用促進法」により雇用の促進が図られており、障がいのある方の経済的自立にもつながります。本市のアンケート調査によると、「収入を得られる仕事をしたい」という回答は特に知的障がい者の方で多くみられ、職業訓練についても「すでに職業訓練を受けている」、「職業訓練を受けたい」という回答が他の障がいの方よりも多くなっています。実際は、障がい者雇用への社会的な理解が十分に深まっていないこともあり、法定雇用率を達成していない企業も少なくありません。そのため、今後も企業において障がいのある方の雇用についての理解向上に努めるとともに、その雇用促進を進めていく必要があります。

また、障がいの有無にかかわらず、出会い、学び、交流できる機会として、生涯学習や文化芸術活動、スポーツ等に取り組むことは、障がいのある方の社会参加を促すためにも重要です。今後も、これらの活動機会の実施・支援に努めるとともに、障がいのある方が参加しやすくなるように、環境の整備を図ることが求められます。

2. 施策の方向

(1) 総合的な就労支援

障がいのある方の雇用を促すとともに、公共職業安定所等との連携により、職業能力開発制度の周知を図り、喜多方市職業訓練支援事業による支援に努めます。

また、障がいのある方が就労を継続し、その能力を十分に発揮できるよう、関係機関等との連携のうえ、雇用環境と就労支援体制の整備に努めます。

さらに、一般事業所での就労が難しい障がい者に働く場を提供しつつ、必要な訓練を行う福祉的就労も推進します。

(2) 障がい特性に応じた多様な就業機会の確保

障がいのある方と企業に対して必要な情報の提供と周知に努めるとともに、農福連携やワークシェアリングの機会を提供するなど、近年の障がい者の雇用に関する新たな取り組みの実施について検討します。

(3) 生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興

障がいのある方の社会参加の促進と生きがいづくりを目的に、生涯学習や文化芸術活動、スポーツ等の振興を図ります。また、参加促進に向けた環境整備にも取り組みます。

3. 具体的な取り組み

(1) 総合的な就労支援

施策	内容
障がい者雇用への理解の向上	喜多方市地域自立支援協議会と関係機関の協力を得ながら障がい者雇用についての理解を深めるための研修会等を開催し、障がいのある方の雇用の拡大を図ります。 また、会津障害者就業・生活支援センターふろんていあとの連携等を通じ、障がい者雇用を行う企業との相互理解の深化に努めます。
福祉的就労の機会の拡充	就労継続支援 A 型事業所及び就労継続支援 B 型事業所の整備を検討する事業者への情報提供や支援により、福祉的就労の機会の拡充に努めます。
自動車運転免許の取得や自動車改造費用への助成	障がいのある方が通勤などのために自動車運転免許を取得する費用を助成します。併せて、障がいの特性に合わせた自動車改造の費用についても一部を助成します。
就労に向けた支援	公共職業安定所等と連携し、雇用に関する各種助成制度（トライアル雇用、ジョブコーチ支援など）の周知と利用の促進に努めます。また、喜多方市地域自立支援協議会において必要な研修会を開催します。さらに、相談支援事業所等との連携により、事業主や医療機関等との連絡・調整を図ることで、障がいのある方の就労定着に努めます。
職業能力開発への支援	公共職業安定所等と連携し、職業適応訓練等の職業能力開発制度の周知を図ります。また、喜多方市職業訓練支援事業により、さらなる支援に努めます。
経済的自立の支援	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障がい者就労施設等からの受注の機会を確保し工賃向上を図ります。

(2) 障がい特性に応じた多様な就業機会の確保

施策	内容
障がい者雇用の促進	障がい者雇用にあたって、必要な知識・情報提供を行い、障がいの特性に応じた多様な就業機会の確保に努めます。
農福連携についての取り組み	先進事例の情報収集を行いながら、本市における農福連携の実施について検討します。

(3) 生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興

施策	内容
生涯学習の機会の周知	障がいのある方の生涯学習への参加を促すため、さまざまな機会・媒体を用いて、周知を行います。
学習機会の支援	福祉に関する講座や学習会、障がい児を対象としたスポーツやレクリエーションなどの学習機会の支援を図ります。
文化芸術活動の充実	障がいのある方が生きがいを持って充実した生活を送るために、文化・芸術に親しみやすい環境の整備を図ります。
障がい者のスポーツ交流の推進	障がいのある方の健康づくりと生きがいづくり、地域住民等との交流による相互理解を目的に、障がい者のスポーツ交流を推進します。
スポーツに親しめる環境の整備	スポーツに親しめる環境を整備するとともに、競技スポーツを行う障がい者への支援に努めます。



第5節 安心・安全な暮らしの体制整備

1. 現状と課題

障がいのある方もそうでない方も、住み慣れた地域で安心して快適な生活を過ごすことができるようなまちづくりが求められるようになりました。本市においては、これまで公共施設や基幹道路の改良に伴う歩道整備においてバリアフリー化を進めてきました。

今後は、障がいのある方や高齢者に配慮したバリアフリー化による住宅や道路の整備、交通手段への対策を進めるとともに、ユニバーサルデザインに基づいた、人にやさしいまちづくりを市民や事業者等との協働により、さらに推進することが重要です。

一方で、災害などの非常時においては、障がいのある方は避難時などに特別な配慮が必要になると考えられます。本市では「緊急時要援護者登録制度」を設けており、災害時の孤立化防止や、救急時の円滑な支援に取り組んでいます。さらに、市総合防災訓練では避難行動要支援者を想定した避難訓練を行っています。

災害・犯罪の発生、感染症の流行等に対して、障がいのある方に対する必要な情報の発信及び必要な支援を行い、安全な日常生活を確保するためには、共に支えあう地域づくりをより推進していく必要があります。

2. 施策の方向

(1) 生活環境の整備と充実

まちづくりを進めるにあたってユニバーサルデザインへの配慮を行います。また、障がいのある方の日常生活を支えるため、公共交通網の整備を計画的に進めます。

(2) 防災や防犯、感染症等の対策

自然災害などへの対策を充実させるとともに、障がいのある方が安心して暮らせるよう、防犯と安全対策の充実に努めます。また、感染症対策についても検討します。

3. 具体的な取り組み

(1) 生活環境の整備と充実

施策	内容
公共施設のバリアフリー化	誰もが暮らしやすいまちづくりを目的に、公共施設のバリアフリー化を推進します。
公共施設や道路環境の整備	障がい者や高齢者の利便性に配慮した公共施設・道路環境の整備に努めます。
公共交通網の計画的な整備	障がいのある方の日常生活にも配慮した公共交通網の計画的な整備を推進します。

(2) 防災や防犯、感染症等の対策

施策	内容
「緊急時要援護者登録制度」の登録の推進	災害時に援護が必要と思われる方についての「緊急時要援護者登録制度」への登録を推進します。
地域と連携した支援体制の構築	災害時における障がいのある要援護者の安全確保のため、見守りや情報伝達・避難誘導の体制の確立など、地域と連携した支援体制の構築を図ります。
防犯意識の向上と防犯活動の充実	犯罪による被害を未然に防ぐために、警察署や防犯団体等との連携により、防犯意識の向上と防犯活動の充実を図ります。
消費者トラブルの防止	消費者トラブルを未然に防止するため、警察署や市消費生活センターと連携し、分かりやすい広報や相談体制の充実を図ります。
感染症等の流行への対応の検討	感染症等の疾病の流行に備え、必要な対策を検討します。また、正確で分かりやすい情報提供方法について検討します。



第6節 充実した相談体制と分かりやすい情報提供のしくみづくり

1. 現状と課題

障がいのある方とその家族が安心して住み慣れた地域で生活するためには、相談や助言、訪問などによる支援が必要となります。本市においては、市内の2か所の相談支援事業所において対応を行っていますが、年々サービス利用者が増加しているほか、新たなサービスのニーズや対応が困難な事例（ひきこもり、発達障がい、精神保健相談等）が増加している現状にあります。また、本市では相談支援事業所や相談支援専門員等が不足しているため、きめ細やかな相談には応じきれない状況になりつつあります。

一方で、当事者を対象としたアンケート調査によると、地域で生活するために、どのような支援があれば良いと思うかについて、「相談支援サービスの充実」という回答が22.9%となっており、相談支援へのニーズが高くなっています。

そのため、障がいのある方が希望するサービスを自ら選んで利用できるよう、関係機関が連携して相談体制の拡充に努めることが重要です。また、障がいの特性によっては、情報提供方法について配慮や工夫が必要であり、情報アクセシビリティの向上のため、引き続き取り組みを進めていく必要があります。

2. 施策の方向

（1）相談体制の充実

障がいのある方が、障がい特性や自らの意思を尊重されながら、自立した生活を営むことができるよう、相談体制の拡充を図ります。

本市の障がい者相談支援については、相談支援事業所数・相談支援専門員数ともに少ない状況にあることから、関係機関と協議しながらセルフプランの導入に向けた調整を進めます。

（2）情報アクセシビリティの向上

障がいがあっても、その特性に合わせた方法で必要な情報が提供されるよう、情報提供方法の整備を図ります。

3. 具体的な取り組み

(1) 相談体制の充実

施策	内容
総合的な相談支援業務の実施と相談員の資質向上	基幹相談支援センターによる総合的な相談支援業務を支援するとともに、相談員の資質向上に努めます。また、地域生活支援拠点等相談（地域生活支援コーディネーター配置）事業については、人材育成を図り、その充実を目指します。
相談窓口の対応の充実	本市と市内の相談支援事業所等が連携し、相談窓口の充実に取り組みます。
ひきこもり等への対応	障がいのある方のひきこもり等に対応するために、関係機関と連携し、相談機能の拡充を図ります。
発達障がい児への対応	児童とその家族の不安軽減を目的に、「福島県発達障がい者支援センター」の周知と利用の促進を図ります。
相談支援専門員の育成	障がい者相談支援事業所に基本相談支援事業を委託し、総合的な相談支援を行うとともに、相談支援専門員の育成を推進し、相談体制の充実を図ります。
セルフプランの導入	セルフプラン導入に向けて、関係機関と相談をしながら、調整を進めていきます。

(2) 情報アクセシビリティの向上

施策	内容
本市の広報誌やホームページの活用	障がい福祉に関する諸制度やサービス等に関する情報について、本市の広報誌やホームページを活用するなど、多様な方法で情報提供を行います。
「声の広報」の送付及びホームページへの掲載	視覚障がいのある方への情報提供を目的に、本市の広報誌の内容を録音した「声の広報」を送付します。 また、声の広報の音源を「声の広報きたかた」として、本市のホームページに掲載しており、今後も継続していきます。
本市の広報誌の点字翻訳について	今後、必要に応じて、視覚障がい者に対して点字翻訳した本市の広報誌を配布することを検討します。
手話通訳や点字翻訳による情報提供	手話通訳や点字翻訳などを行うことで、障がいの特性にあった形で生活情報や災害情報など、生活に密着した情報の提供を図ります。
手話通訳者の派遣	聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保を目的に、手話通訳者の派遣を継続します。
手話奉仕員の養成と確保	手話を使って意思疎通ができる人材を養成するために、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員の確保を図ります。

第7節 行政サービス等における合理的配慮の提供

1. 現状と課題

国は、障害者差別解消法を平成28年4月1日から施行し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などを求めています。「合理的配慮の提供」とは、障がいのある方が地域住民等と同じように社会生活に参加できるよう、その人の障がいの状況に応じた配慮を行うことを指します。例えば、車いすを利用している人が建物に入るためのスロープの設置、視覚障がいのある方のための点字ブロックの設置などが挙げられます。

本市においても、市職員における障がいや障がい者への理解の促進を図るとともに、行政サービスに関する合理的配慮の提供に取り組みます。

2. 施策の方向

(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

本市では、窓口等における障がいのある方への適切な対応を行うため、障がいのある方への配慮について学ぶ機会を設け、理解の促進を図ります。

3. 具体的な取り組み

(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

施策	内容
市職員の障がい者理解の促進	市職員が障がいのある方に対して合理的な配慮ができるように、庁内向けのマニュアルの作成と配布を検討するとともに、研修会を開催し、障がいのある方に対して適切に対応できるようにします。
本市主催行事等における合理的配慮	本市が主催する行事等に障がいのある方が参加できるように、情報伝達のあり方を工夫するとともに、必要な配慮を行います。
選挙における合理的配慮	投票所となる公共施設のバリアフリー化を図り、障がいのある方が投票しやすい環境を整えるとともに、投票についても適切な支援を行います。また、代理記載制度や郵便投票、点字投票等による選挙権の行使について、周知を図ります。

第5章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進体制

障がい福祉に関わる施策は、福祉分野にとどまらず、保健や医療、教育、就労、生活環境など、地域住民、関係団体、サービス事業所、企業などさまざまな人たちや分野と関わりがあります。

そのため、庁内関係各課との情報共有や意見交換を図るなど、庁内の各分野間での連携を進めていきます。また、障がいのある方やその家族、地域住民、関係団体、相談支援及びサービス事業所、企業などとの連携を強め、幅広い意見交換を図ることで、地域が一体となった生活支援体制の確立を進めていきます。

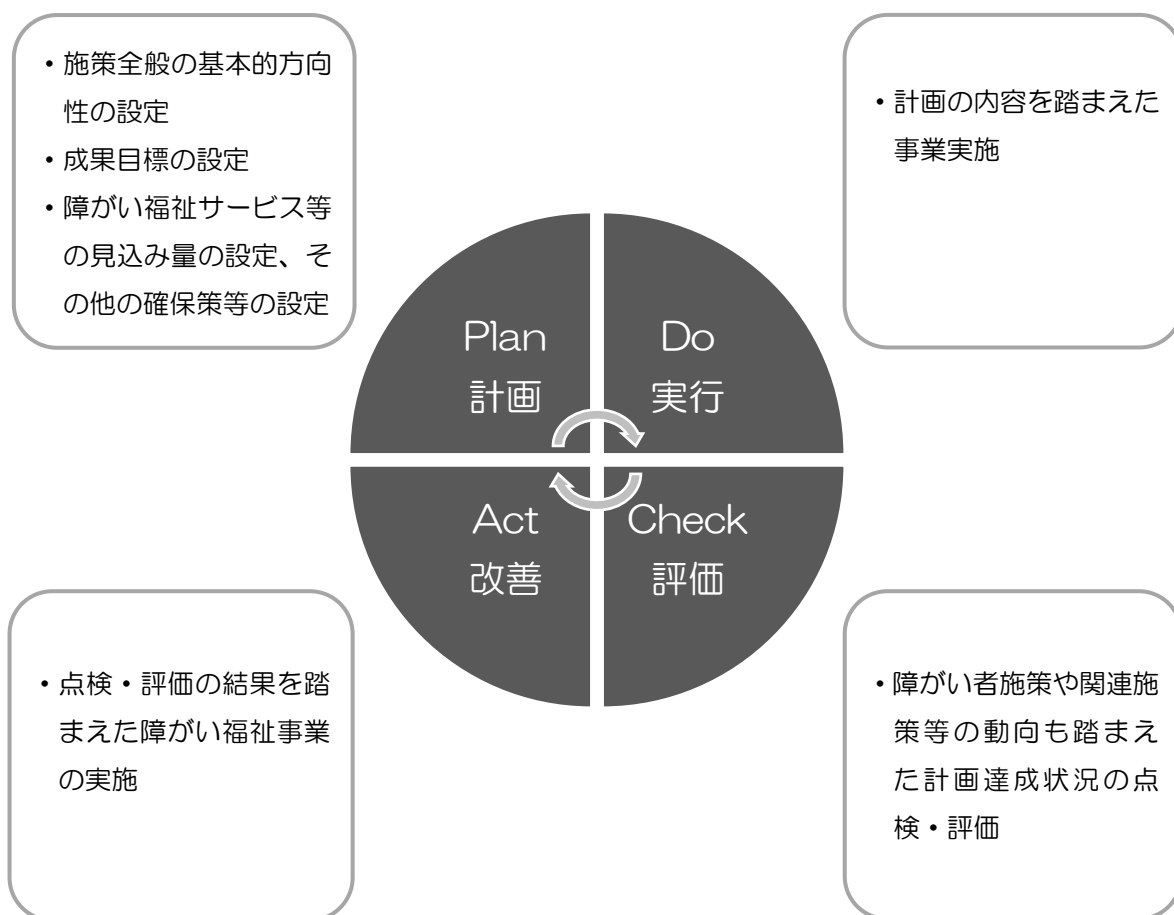
さらに、喜多方市障害者施策推進協議会及び喜多方市地域自立支援協議会においては、地域住民や関係機関と連携を図りながら現状や課題を把握し、必要な地域資源の開発や各種福祉サービスの供給体制の充実に取り組めます。

第2節 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、計画に沿った施策の実施が円滑に進められるよう進捗状況を点検することで適切な進行管理を行うほか、それぞれの事業の推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていく必要があります。

計画の目標を達成するため、喜多方市障害者施策推進協議会及び喜多方市地域自立支援協議会において施策の進捗状況等を把握しながら、計画の全体的な実施状況を点検し、その評価を行います。

なお、社会情勢等の変化や国・県の施策・事業の変更など、本市における障がい福祉行政に影響する動きがあった場合は、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



資 料 編

1 喜多方市障害者施策推進協議会条例

平成25年 3月27日条例第 7 号

改正 平成27年 1月29日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第 4 項の規定に基づき、喜多方市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者又は障害者の福祉の向上を目的とする団体に属する者 3人以内
- (2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者 6人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人以内
- (4) 学識経験を有する者 5人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第 4 条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開催される協議会の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年喜多方市条例第37号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成27年1月29日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 喜多方市障害者施策推進協議会委員名簿

任期 令和5年11月24日～令和7年11月23日

選出区分	団体等の名称	氏 名
障害者又は障害者の福祉の向上を目的とする団体に属する者	喜多方手話サークルひまわり会	金子 進一郎
	喜多方市身体障がい者福祉会	安部 信夫
	喜多方市手をつなぐ親の会連合会	小澤 絹子
障害者の福祉に関する事業に従事する者	地域生活支援センター ウィズピア	◎穴澤 寿子
	特定非営利活動法人 富夢富夢	安倍 浩明
	特定非営利活動法人 ひだまり	中島 幸子
	特定非営利活動法人 フォルテ	小原 富美子
	喜多方市社会福祉協議会	○須藤 俊弘
関係行政機関の職員	会津若松公共職業安定所喜多方出張所	高久 陽子
学識経験を有する者	精神科医（医療法人昨雲会 飯塚病院）	添田 博也
	整形外科医（医療法人健仁会 あきもと整形外科クリニック）	秋元 登志夫
	喜多方市民生児童委員連合会	佐藤 欣浩
	社会福祉士	熊谷 まゆみ
	発達障がい児保護者会 そらいろ	戸田 由美

◎・・・会長 ○・・・職務代理者

3 喜多方市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、喜多方市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 地域における現状を把握するとともに、将来的な社会福祉サービスの課題について、意見・情報交換を行うこと。
- (3) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (4) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他障がい者福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、目的を達成するため、必要な委員をもって組織する。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから、福祉事務所長がその都度委員の出席を依頼する。

- (1) 相談支援事業に携わる者
- (2) 障がい福祉サービス事業に携わる者
- (3) 保健及び医療関係に携わる者
- (4) 教育関係に携わる者
- (5) 雇用及び就労関係に携わる者
- (6) 経済団体
- (7) 障がい者団体関係者
- (8) 障がい児等の保護者
- (9) 権利擁護・地域福祉関係者
- (10) その他福祉事務所長が必要と認める者

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会に個別事例における具体的な事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第7条 協議会及び専門部会の円滑な運営のため、喜多方市地域自立支援協議会運営会議（以下「運営会議」という。）を置くことができる。

(運営会議の組織)

第8条 運営会議は次に掲げる者とする。

- (1) 部会長（部会長欠席の場合は副部会長とする。）
- (2) 喜多方市障がい者相談支援事業所
- (3) 障がい福祉関係の有識者
- (4) 喜多方市社会福祉課障がい福祉係

2 運営会議は、会長が召集する。

3 会長は必要に応じ、運営会議に関係者の参加を求めることができるものとする。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員又はその職にあった者は、その職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会及び運営会議の事務局は、保健福祉部社会福祉課に置く。ただし、法人または団体等に委託することができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

4 喜多方市地域自立支援協議会委員名簿

No.	団 体 名	職 名	氏 名
1	喜多方市身体障がい者福祉会	会長	安部 信夫
2	喜多方市手をつなぐ親の会	監事	瓜生 三喜子
3	会津北西部地区精神障がい者地域当事者の会 ウィング	副会長	加藤 みちえ
4	発達障がい児保護者会 そらいろ	代表	戸田 由美
5	喜多方ろうあ者会	事務局長	戸田 芳衛
6	喜多方手話サークル ひまわり会	会長	大湊 精一郎
7	福島県立会津支援学校PTA喜多方 ^方 部会	部会長	小倉 公美子
8	喜多方市民生児童委員連合会 障がい福祉部会	部会長	佐藤 欣浩
9	喜多方市民生児童委員連合会 児童福祉部会	部会長	舟城 敬子
10	社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会	事務局長兼相談支援課長	○須藤 俊弘
11	福島県立会津支援学校	校長	加藤 香洋
12	喜多方市教育委員会	スクールソーシャルワーカー	俣川 慶太郎
13	喜多方商工会議所	副会頭	星 宏一
14	福島県中小企業家同友会 喜多方支部	支部長	荒川 健吉
15	会津障害者就業・生活支援センターふろんていあ	センター長	菊地 伸
16	会津若松公共職業安定所 喜多方出張所	統括職業指導官	高久 陽子
17	会津地区障害者雇用連絡協議会	会長	松本 榮二
18	福島県会津児童相談所	専門員	門脇 俊平
19	耶麻地区幼稚園・こども園協議会	会長	高橋 さつき
20	障がい福祉サービス事業所 GHさざんか(居住系代表)	管理者	木村 真理子
21	障がい福祉サービス事業所 デイサポート太陽(訪問系代表)	管理者	花見 貞二
22	障がい福祉サービス事業所 ひめさゆり荘(日中系代表)	所長	高橋 正二
23	障がい福祉サービス事業所 ファミリー・キッズ喜多方(児童系代表)	管理者	佐藤 知恵子
24	障がい福祉サービス事業所 ドリームハウス富夢富夢(就労系代表)	サービス管理責任者	森 優子
25	喜多方警察署	生活安全係長	小池 英行
26	地域生活支援センター ウィズピア	センター長	穴澤 寿子
27	障がい者相談支援事業所 ウィズピア	所長	◎安田 大
28	障がい者相談支援事業所 しののめ	管理者	岩崎 茂樹
29	地域生活支援センター いなわしろ	相談支援アドバイザー	佐竹 麻衣
30	福島県会津保健福祉事務所	主任社会福祉主事	大竹 建次
31	教育部学校教育課	課長補佐 指導主事	五十嵐 直登

◎・・・会長 ○・・・副会長

5 計画策定の経過

年月日	内容
令和5年1月9日（月） ～1月23日（月）	アンケート調査の実施（当事者、市民、中学生）
令和5年11月10日（金）	第1回 喜多方市地域自立支援協議会 （1）喜多方市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の骨子案について （2）今後のスケジュールについて
令和5年11月24日（金）	第1回 喜多方市障害者施策推進協議会 （1）喜多方市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の骨子案について （2）今後のスケジュールについて
令和5年12月18日（月）	第2回 喜多方市地域自立支援協議会 （1）喜多方市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案について （2）今後のスケジュールについて
令和5年12月18日（月）	第2回 喜多方市障害者施策推進協議会 （1）喜多方市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案について （2）今後のスケジュールについて
令和6年2月15日（木） ～2月29日（木）	パブリックコメントの実施

6 会津保健福祉事務所管内のサービス提供事業所（令和6年3月末現在）

■相談支援

No.	事業所名	設置主体	定員	一般	特定	児童	所在地	電話番号	備考
1	ウィズピア	医療法人昨雲会	－	○	○	○	喜多方市松山町村松字北原3634-1	0241-21-1066	
2	障がい者相談支援事業所ののめ	社会福祉法人天心会	－		○	○	喜多方市松山町村松字北原3656-3	0241-23-5518	
3	障がい者相談支援事業所アガッセ	社会福祉法人会津療育会	－	○	○	○	会津若松市神指町榎木壇73番地	0242-93-8828	
4	障がい相談支援事業所コバン・クラージュ	社会福祉法人心愛会	－		○	○	会津若松市一箕町大字鶴賀字村東9-1	0242-37-0511	
5	特定相談支援事業所 たけだ	一般財団法人竹田健康財団	－		○		会津若松市本町1-1	0242-29-2577	
6	相談支援事業所 てらす	特定非営利活動法人夢あるき	－		○	○	会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木7	0242-93-5378	
7	障がい者相談支援事業所りんどう	社会福祉法人賢心会	－		○		会津若松市日進町8-29	0242-93-5395	
8	相談支援事業所 こむくらぶ	有限会社希星	－		○	○	会津若松市大町一丁目7番5号	0242-23-7432	
9	障害者サポートセンター あすか	特定非営利活動法人あすか	－		○	○	会津若松市相生町7-39	0242-23-8477	
10	障がい相談支援事業所Mamiyaプリムローズ	社会福祉法人啓和会	－		○		会津若松市真宮新町北2-50	0242-36-7802	
11	相談支援事業所びいたあばん らふらふ	特定非営利活動法人ピータパンネットワーク	－		○	○	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西686-18	0242-85-8091	
12	特定相談支援事業所 ふくしの家	社会福祉法人若樹会	－		○		会津若松市神指町北四合字伊丹堂86-1	0242-25-2242	
13	MK相談	キーボンカンパニー株式会社	－		○		会津若松市一箕町亀賀字川西39-4	0242-32-9255	
14	障がい相談支援事業所一花	特定非営利活動法人優志会	－		○		会津若松市白虎町176番地の6	0242-85-7175	
15	しょうがい福祉サービス温っ家	合同会社フューチャー	－		○		会津若松市門田町飯寺字村東577番地73	0242-85-7860	
16	障がい相談事業所にしあいづ	社会福祉法人にしあいづ福祉会	－		○	○	耶麻郡西会津町登世島字田畑2042-89	0241-45-4330	
17	地域生活支援センターいなわしろ	社会福祉法人福島県社会福祉事業団	－	○	○	○	耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967-1	0242-93-8011	
18	相談サポートセンター ファミリー会津	株式会社ベストライフジャパン	－	○	○	○	会津若松市建福寺前1-32 尾崎ビル102	0242-93-9123	
19	ゆきわり荘	社会福祉法人鶴翔会	－	○	○	○	河沼郡会津坂下町字小川原991	0242-85-7831	
20	相談事業所 絆	特定非営利活動法人真桜会桜の家	－		○	○	河沼郡会津坂下町沢ノ目1761-3	080-1850-1164	
21	マイム障がい者相談センター会津美里	株式会社マイム	－	○	○	○	大沼郡会津美里町布才地638-1	0242-85-6711	

■居宅介護

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	重度訪問介護	行動援護	同行援護
1	喜多方市社会福祉協議会喜多方ヘルパーセンター	社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会	－	○	○	○		○	喜多方市上江3646-1	0241-23-8088	○		
2	喜多方市社会福祉協議会山都・高郷ヘルパーセンター	社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会	－	○	○	○		○	喜多方市山都町字北松の前3144	0241-38-3100	○		
3	ケアサポート優友	有限会社ヤマコウ商事	－	○	○	○		○	喜多方市熊倉町熊倉字壇ノ前1485-1	0241-25-7659	○		
4	デイサポート太陽	喜多方交通株式会社	－	○	○	○		○	喜多方市小田付道下7132-4	0241-24-3878	○		
5	ニチケアセンター しおかわ	株式会社ニチイ学館	－	○	○	○		○	喜多方市塩川町字東栄町二丁目2-6	0241-28-1895	○		○

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	重度訪問介護	行動援護	同行援護
6	comくらぶ	有限会社希星	—	○	○	○	○	○	会津若松市宮町5-47	0242-28-6670	○	○	○
7	アースサポート会津若松	アースサポート株式会社	—	○	○	○		○	会津若松市滝沢町7-17	0242-22-2101	○		
8	会津医療生協ヘルパーステーション	会津医療生活協同組合	—	○		○			会津若松市東千石1-2-7	0242-36-6411	○		
9	会津若松市社会福祉協議会訪問介護事業所	社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	—	○	○	○		○	会津若松市追手町5-32	0242-28-4030	○		○
10	明日向ヘルパーステーション	有限会社山本産業	—	○					会津若松市門田町大字一ノ堰字村西405-10	0242-29-3111	○		
11	こころ	株式会社cluster	—	○	○	○		○	会津若松市本町3-20	0242-27-5276	○		○
12	竹田にこにこヘルパーステーション	一般財団法人竹田健康財団	—	○	○	○		○	会津若松市本町1-1	0242-29-9896	○		
13	ツクイ会津	株式会社ツクイ	—	○	○	○		○	会津若松市中央一丁目5-30	0242-39-6210	○		
14	ニチケアセンター七日町	株式会社ニチ学館	—	○	○	○		○	会津若松市西七日町6-15	0242-37-0573	○		○
15	ニチケアセンター門田	株式会社ニチ学館	—	○	○	○		○	会津若松市門田町日吉字小金井11	0242-38-3034	○		○
16	ニチケアセンターわかまつ	株式会社ニチ学館	—	○	○	○		○	会津若松市南千石町2-25	0242-36-0123	○		○
17	ハーモニーあいづ訪問介護事業所	社会福祉法人心愛会	—	○	○	○		○	会津若松市一箕町松長五丁目11-31	0242-32-0041	○		○
18	ふれあいづスマイル指定居宅支援事業所	特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	—	○	○	○		○	会津若松市東千石1丁目1-11	0242-93-9262	○	○	○
19	マイム介護センター	株式会社マイム	—	○	○	○		○	会津若松市中央三丁目7-30	0242-37-3050	○		
20	丸光産業株式会社 丸光ケアサービス会津若松支店	丸光産業 株式会社	—	○	○	○		○	会津若松市表町1-33	0242-38-3703	○		
21	みんなのヘルパー	有限会社 夢と共生の21グループ	—	○	○	○	○	○	会津若松市明和町5-5	0242-29-7331	○		
22	CHANT	特定非営利活動法人 CHANT	—	○	○	○			会津若松市住吉町17-6	0242-85-6353	○		
23	ヘルパーステーション ほほえみ	株式会社シンパシー	—	○	○	○			会津若松市真宮新町南2-57-6	0242-85-7417	○		
24	ケアステーション いぶ樹	株式会社いぶ樹	—	○	○	○	○	○	会津若松市和田1-7-41	0242-36-5580	○		
25	しょうがい福祉サービス温っ家	合同会社フューチャー	—	○	○	○	○	○	会津若松市門田町飯寺字村東577番地73	0242-85-7860	○		○
26	社会福祉法人 北塩原村社会福祉協議会	社会福祉法人 北塩原村社会福祉協議会	—	○	○	○	○	○	耶麻郡北塩原村大字大塩字堀田山8518-93	0241-28-3757	○		
27	西会津町訪問介護事業所	社会福祉法人 にしあいづ福祉会	—	○	○	○		○	耶麻郡西会津町登世島字田畑乙2042-71	0241-45-2921	○		○
28	猪苗代町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	社会福祉法人 猪苗代町社会福祉協議会	—	○	○	○		○	耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島26-2	0242-62-5168	○		○
29	会津坂下ホームヘルプサービスセンター	社会福祉法人両沼厚生会	—	○	○	○			河沼郡会津坂下町字中岩田95	0242-83-1370	○		
30	赤城タクシー・ケアセンター アロエ	赤城タクシー有限会社	—	○	○	○			河沼郡会津坂下町字市中三番甲3697	0242-84-2241	○		
31	ニチケアセンターばんげ	株式会社ニチ学館	—	○	○	○		○	河沼郡会津坂下町大字宮古字村西40-3	0242-84-2201	○		○
32	マイム介護センターばんげ	株式会社マイム	—	○	○	○	○	○	河沼郡会津坂下町字台ノ下745	0242-84-1366	○		
33	有限会社愛の里 ケア・ステーション陽だまり	有限会社愛の里	—	○	○	○		○	河沼郡会津坂下町気多宮字柳田1059-2	0242-83-0635	○		
34	柳津町社会福祉協議会 居宅介護事業所	社会福祉法人 柳津町社会福祉協議会	—	○	○	○		○	河沼郡柳津町柳津字下荒町甲1111	0241-42-3418	○		
35	ホームヘルプステーション 「ゆうゆう」	社会福祉法人 金山町社会福祉協議会	—	○	○	○		○	大沼郡金山町大字中川字沖根原1324	0241-55-3336	○		

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	重度訪問介護	行動援護	同行援護
36	会津美里町社会福祉協議会 ヘルパーステーション	社会福祉法人 会津美里町社会福祉協議会	－	○	○	○		○	大沼郡会津美里町下堀 字中川360-4	0242-55-1610	○		
37	医療法人明精会 会津本郷ヘルパーステーション	医療法人 明精会	－	○	○	○	○	○	大沼郡会津美里町北川 原19	0242-56-3999	○		
38	ハーモニーほんごう 訪問介護事業所	社会福祉法人 心愛会	－	○	○	○		○	大沼郡会津美里町北川 原14	0242-57-1255	○		

■生活介護

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	生活介護事業所ひだまり	特定非営利活動法人 ひだまり	8	○	○	○	○		喜多方市山都町字木曾 540	0241-38-3585	
2	※喜多方市社会福祉協議会 中央デイサービスセンター	社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会	25	○					喜多方市上江3646-1	0241-23-0346	基準該当事業所
3	※喜多方市社会福祉協議会 山都デイサービスセンター	社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会	25	○					喜多方市山都町北松ノ 前3144	0241-38-3100	基準該当事業所
4	スペースばぐら	特定非営利活動法人 自立援助センター雑草の 会	11		○				会津若松市花畑東6-4	0242-22-6703	
5	障がい福祉サービス事業所 コパン	社会福祉法人 心愛会	20	○	○	○	○		会津若松市一箕町大字 亀賀字北柳原52	0242-93-7566	
6	ピーターバンデイサービスセン ター	有限会社 ビバネット	21	○	○	○	○		会津若松市真宮新町南 四丁目78	0242-58-1131	
7	障がい福祉サービス事業所 Mamiyaつといの家	社会福祉法人 啓和会	20	○	○	○			会津若松市真宮新町北 二丁目51	0242-59-1900	
8	自立支援事業所あいの里 (自立支援事業所こっとん)	特定非営利活動法人 あいの里	6	○	○	○			会津若松市門田町中野 大道東8-1	0242-85-7810	
9	障がい者支援施設アガッセ	社会福祉法人会津療育会	75	○					会津若松市神指町榎木 壇73	0242-93-8828	
10	りんどうの家	社会福祉法人賢心会	50		○				会津若松市大戸町小谷 川端1	0242-92-3321	
11	生活介護事業所あすか	特定非営利活動法人あす か	20		○	○			会津若松市一箕町大字 亀賀字藤原260-2	0242-93-5262	
12	生活介護事業所こもれび	特定非営利活動法人 夢あるき	6		○	○			会津若松市西七日町2-29	0242-93-9488	
13	生活介護事業所MYぶれいす	リワーディング合同会社	20	○	○	○			会津若松市湯川南6-14	0242-77-5227	
14	生活介護事業所フォレスト	株式会社BOSCO	20	○	○	○			耶麻郡北塩原村大字檜 原字剣ヶ峯1093-865	0242-62-5223	
15	※社会福祉法人 北塩原村社会福祉協議会	社会福祉法人 北塩原村社会福祉協議会	2	○	○				耶麻郡北塩原村大字 大塩字堀田山8518-93	0241-28-3757	基準該当事業所
16	※さゆりの園 デイサービスセンターⅡ	社会福祉法人西会津福祉 会	30	○	○	○			耶麻郡西会津町登世島 字田畑乙2042-71	0241-48-1581	基準該当事業所
17	福島県ばんだい荘あおば	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	60		○				耶麻郡猪苗代町大字長 田字五十滝3967-1	0242-65-2711	
18	ゆきわり荘あみーち	社会福祉法人鶴翔会	15		○				河沼郡会津坂下町字小 川原991	0242-85-8145	
19	杜のくまさん in ゆがわ	特定非営利活動法人 杜のくまさん	6	○	○		○		河沼郡湯川村大字湊字 村中甲270	0241-27-2233	
20	ゆきわり荘	社会福祉法人鶴翔会	45		○				大沼郡会津美里町小沢 字牛首甲1213-3	0242-78-2426	
21	生活介護事業所エフケイ	合同会社 エフケイ共同社	20	○	○	○			会津若松市北滝沢二丁目 4-12	070-1141-3834	
22	生活介護 希来里	特定非営利活動法人 希来里	10	○	○				大沼郡会津美里町富川 字富岡167	0242-54-6689	
23	ハッピーロード 美里 デイサービスセンター	特定非営利活動法人 ハッピーロード	8	○	○	○	○		大沼郡会津美里町字鹿 島3119-1	0242-23-7080	

■ 自立訓練（生活訓練）

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	ひめさゆり荘	医療法人昨雲会	20		○	○			喜多方市松山町鳥見山字上堰下4774-8	0241-23-1269	
2	夢の樹	特定非営利活動法人夢あるき	10		○	○			会津若松市一箕町大字八幡字滝沢82-3	0242-23-8898	
3	障がい福祉サービス事業所 Mamiya プリムローズ	社会福祉法人啓和会	6	○	○	○			会津若松市真宮新町北2-50	0242-36-7801	

■ 自立訓練（宿泊型）

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	ひめさゆり荘	医療法人昨雲会	20		○	○			喜多方市松山町鳥見山字上堰下4774-8	0241-23-1269	

■ 就労移行支援

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	障がい福祉サービス事業所 コバン・クラージュ	社会福祉法人心愛会	14	○	○	○	○		会津若松市一箕町大字鶴賀字村東9-1	0242-37-0511	

■ 就労継続支援 A 型

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	障がい福祉サービス事業所コバン	社会福祉法人心愛会	10	○	○	○	○		会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原52	0242-93-7566	
2	FoodLabo菜果	公益社団法人 会津社会事業協会	10	○	○	○	○		会津若松市中央1-5-27	0242-23-8475	
3	マルク	キープオンカンパニー株式会社	10		○	○			会津若松市一箕町大字亀賀字川西39-4	0242-32-9255	
4	ワークアイアイ利通	株式会社 ワークアイアイ利通	10	○	○	○			会津若松市門田町大字黒岩字石高241-2	0242-23-4082	
5	アクティブ	社会福祉法人たちあおい	10	○	○	○			会津若松市藤原二丁目22番地の2	0242-23-4361	

■ 就労継続支援 B 型

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	地域生活支援センター ウィズピア	医療法人昨雲会	20	○	○	○			喜多方市松山町村松字北原3634-1	0241-21-1066	
2	地域生活支援センター ウィズピア(従たる事業所)	医療法人昨雲会	10	○	○	○			喜多方市松山町鳥見山字上堰下4936-5	0241-21-1066	
3	就労継続支援B型事業所 共同作業所ひだまり	特定非営利活動法人ひだまり	12	○	○	○	○		喜多方市山都町字木曾540	0241-38-3585	
4	いいで工房	医療法人昨雲会	20	○	○	○			喜多方市松山町鳥見山字柳原道下4970-1	0241-24-2118	
5	ふれあいの家	特定非営利活動法人 喜多方親の会	25		○				喜多方市市上江3646-1	0241-22-0862	
6	フォルテ	特定非営利活動法人 フォルテ	15	○	○	○			喜多方市字清水が丘2-50	0241-22-3260	
7	フォルテα(従たる事業所)	特定非営利活動法人 フォルテ	15		○	○			喜多方市関柴町上高瀬字新井堰845-4	0241-22-3260	
8	障がい福祉サービス事業所 エーコード	社会福祉法人啓和会	10	○	○	○			喜多方市町田8269-2	0241-23-7333	

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
9	ドリームハウス富夢富夢	特定非営利活動法人富夢富夢	20		○				喜多方市塩川町字館ノ内933-1	0241-27-8282	
10	障がい福祉サービス事業所 ステップボード	特定非営利活動法人 くるりんこ	20	○	○	○	○		喜多方市塩川町四奈川字上川原2659	0241-23-7400	
11	障がい福祉サービス事業所コパン	社会福祉法人心愛会	30	○	○	○	○		会津若松市一箕町大字 亀賀字北柳原52	0242-93-7566	
12	障がい福祉サービス事業所 コパン・クラージュ	社会福祉法人心愛会	26	○	○	○	○		会津若松市一箕町大字 鶴賀字村東9-1	0242-37-0511	
13	ピーターパンデイサービスセンター	有限会社ピバネット	10	○	○	○	○		会津若松市真宮新町南四丁目78	0242-58-1131	
14	キッチンモモ	特定非営利活動法人 自立援助センター雑草の会	20		○				会津若松市門田町大字 飯寺字村東276-9	0242-27-2088	
15	スペースぽぷら(AOI共同作業所)	特定非営利活動法人 自立援助センター雑草の会	15		○				会津若松市一箕町八角字中村東67-6	0242-32-2130	
16	ほっとハウスやすらぎ	特定非営利活動法人 ほっとハウスやすらぎ	40	○	○	○	○		会津若松市新横町1-17	0242-29-0593	
17	ほっとハウスれーべん	特定非営利活動法人 ほっとハウスやすらぎ	26	○	○	○	○		会津若松市米代二丁目2-16	0242-23-8744	
18	自立支援事業所あいの里	特定非営利活動法人あいの里	20	○	○	○			会津若松市門田町中野字大道東8-1	0242-93-9422	
19	自立支援事業所くれよん(従たる事業所)	特定非営利活動法人あいの里	10	○	○	○			会津若松市河東町浅山字仲田17-2	0242-75-5383	
20	ふくしの家	社会福祉法人若樹会	45		○				会津若松市神指町大字 北四合字伊丹堂86-1	0242-25-2242	
21	夢の樹	特定非営利活動法人夢あるき	10		○	○			会津若松市一箕町大字 八幡字滝沢82-3	0242-23-8898	
22	就労継続支援事業所 ハッピーロード	特定非営利活動法人 ハッピーロード	20		○	○			会津若松市幕内南町1-23	0242-28-5212	
23	障がい福祉サービス事業所 Mamiya プリムローズ	社会福祉法人啓和会	14	○	○	○			会津若松市真宮新町北2丁目50	0242-36-7801	
24	COLORFUL	特定非営利活動法人 CHANT	20	○	○	○			会津若松市一箕町大字 亀賀郷之原362-1	0242-23-8567	
25	※社会福祉法人西会津町授産場	社会福祉法人西会津町授産場	30	○	○	○	○		耶麻郡西会津町尾野本森野甲10	0241-45-2664	基準該当事業所
26	さぎそうの家	有限会社シークエンス	20	○	○	○			耶麻郡猪苗代町町尻340-3	0242-62-2011	
27	自立サポートセンター桜	特定非営利活動法人 真桜会の桜の家	20	○	○	○			河沼郡会津坂下町字大道2375	0242-83-4413	
28	ゆうゆうハウス	特定非営利活動法人 いきいきサポートつくしんぼ	10		○	○			河沼郡会津坂下町字大道2392-6	0242-83-6255	
29	菓子工房ポム(従たる事業所)	特定非営利活動法人 いきいきサポートつくしんぼ	10		○	○			河沼郡会津坂下町大沖字上野1170-1	0242-83-6255	
30	共働作業所ピーターパン	特定非営利活動法人 ピーターパンネットワーク	35	○	○	○	○		大沼郡会津美里町外川原甲4260-7	0242-93-9357	
31	共同作業所希来里	特定非営利活動法人希来里	20	○	○				大沼郡会津美里町富川字富岡167	0242-54-6689	

■短期入所

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	ひめさゆり荘	医療法人昨雲会	2		○	○			喜多方市松山町鳥見山字上堰下4774-8	0241-23-1269	
2	アガッセ	社会福祉法人会津療育会	5	○					会津若松市神指町榎木壇73	0242-39-2271	
3	りんどうの家	社会福祉法人賢心会	4		○				会津若松市大戸町小谷川端1	0242-92-3321	
4	Welfare 希星	有限会社 希星	2	○				○	会津若松市門田町大字 日吉字筑籬田19	0242-23-7220	
5	会津西短期入所サービス事業所	医療法人明精会	空床	○	○	○	○		会津若松市北会津町東小松2335	0242-56-2525	

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
6	さゆりの園ショートステイ 指定短期入所生活介護事業所	社会福祉法人 にしあいづ福祉会	空床	○					耶麻郡西会津町登世島 字田畑乙2042-71	0241-45-2921	
7	福島県ばんだい荘あおば	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	4		○			○	耶麻郡猪苗代町大字長 田字西五十滝3967-1	0242-65-2711	
8	福島県ばんだい荘わかば	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	4		○			○	耶麻郡猪苗代町大字長 田字西五十滝3967-1	0242-65-2711	
9	特別養護老人ホーム いなわしろホーム	社会福祉法人 猪苗代福祉会	空床	○					耶麻郡猪苗代町三郷 字寺南7962-1	0242-66-4123	
10	会津寿楽短期入所 生活介護事業所	社会福祉法人 両沼厚生会	空床	○					河沼郡会津坂下町塔寺 字北原645	0242-83-0185	
11	福柳苑	社会福祉法人 両沼厚生会	空床	○					河沼郡柳津町大字飯谷 字前林甲370	0241-41-1165	
12	ゆきわり荘	社会福祉法人鶴翔会	空床		○			○	大沼郡会津美里町小沢 字牛首甲1213-3	0242-78-2426	

■ 共同生活援助

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	こぶし荘	医療法人昨雲会	5		○	○			喜多方市松山町鳥見山 字上堰下4911-9	0241-21-1066	男性用
2	あさひ荘	医療法人昨雲会	5		○	○			喜多方市上三宮町上三 宮字東川原3418-74	0241-21-1066	男性用
3	あけぼの荘	医療法人昨雲会	6		○	○			喜多方市松山町鳥見山 字柳原道下4961-1	0241-21-1066	男性用
4	さつき荘	医療法人昨雲会	5		○	○			喜多方市松山町鳥見山 字街道西5015-105	0241-21-1066	女性用
5	ふきのとう	医療法人昨雲会	5		○	○			喜多方市上三宮町上三 宮字東川原3418-73	0241-21-1066	女性用
6	グループホームさざんか	社会福祉法人天心会	5		○	○			喜多方市松山町鳥見山 字街道西5015-29	0241-24-5811	女性用
7	グループホームフォルテ	特定非営利活動法人フォル フォルテ	5		○	○			喜多方市宇宮西2570	0241-22-4891	
8	グループホーム虹	特定非営利活動法人くるりんこ	9		○	○			喜多方市宇井戸尻 4135-1	0241-23-9777	
9	ホーム Lemon	一般社団法人 ソーシャルネットワークつなぐ	3	○	○	○	○		喜多方市塩川町東栄町 五丁目2-22	0242-23-7260	
10	あいづ寮	社会福祉法人鶴翔会	4		○				会津若松市花見ヶ丘 1-12-8	0242-29-1334	
11	木の実寮	社会福祉法人鶴翔会	4		○				会津若松市一箕町大字 亀賀字藤原258-4	0242-78-2426	
12	コーポふるたて	医療法人明精会	6			○			会津若松市北会津町 東小松字北古川55-3	0242-56-2525	
13	コーポなな	医療法人明精会	7			○			会津若松市北会津町 東小松字南古川18-1	0242-56-2525	
14	なの花ホーム	社会福祉法人賢心会	4		○				会津若松市中央3-3- 14	0242-92-3321	
15	千石ホーム	社会福祉法人賢心会	4		○				会津若松市和田1-1-41	0242-29-7553	
16	つくしホーム	社会福祉法人賢心会	4		○				会津若松市幕内南町 1-33	0242-92-3321	
17	Welfare 希星	有限会社 希星	8	○					会津若松市門田町大字 日吉字筑籬田19	0242-23-7220	
18	むつみ寮	公益社団法人 会津社会事業協会	11		○	○			会津若松市相生町5-31	0242-25-3398	
19	こもれび	公益社団法人 会津社会事業協会	6		○	○			会津若松市中央3-4-12	0242-23-7466	
20	ひだまり	公益社団法人 会津社会事業協会	6		○	○			会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル2F	0242-23-7466	
21	たんぽぽ	公益社団法人 会津社会事業協会	6		○	○			会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル3F	0242-23-7466	

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
22	たけだ苑A	公益社団法人 会津社会事業協会	6		○	○			会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル4F	0242-23-7466	
23	たけだ苑B	公益社団法人 会津社会事業協会	6		○	○			会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル5F	0242-23-7466	
24	たけだ苑C	公益社団法人 会津社会事業協会	6		○	○			会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル1F	0242-23-7466	
25	せせらぎ	公益社団法人 会津社会事業協会	4		○	○			会津若松市山鹿町4-50	0242-23-7466	
26	こだち	公益社団法人 会津社会事業協会	3		○	○			会津若松市山鹿町4-53	0242-23-7466	
27	こだち(別館)	公益社団法人 会津社会事業協会	3		○	○			会津若松市湯川町1-47	0242-23-7466	
28	ココ	特定非営利活動法人 自立援助センター雑草の会	8		○				会津若松市門田町大字徳 久字竹之元565-1	0242-27-2365	
29	グループホームすまいる	特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	6	○	○	○	○		会津若松市八角町5-4	0242-24-3704	
30	まどか	特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	3	○	○	○	○		会津若松市東千石町 3-4-50	0242-29-4341	
31	ほのか	特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	6	○	○	○	○		会津若松市本町5-1	0242-27-1644	
32	どらごん	特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	6	○	○	○	○		会津若松市東千石町一丁 目7-20	0242-27-1644	
33	グループホーム「CHANT」 CHANT1, 2	特定非営利活動法人CHANT	17		○	○			会津若松市住吉町17-6	0242-85-6353	
34	CHANT3	特定非営利活動法人CHANT	2		○	○			会津若松市新横町1-12	0242-85-6353	
35	CHANT4	特定非営利活動法人CHANT	10		○	○			会津若松市追手町7-17	0242-85-6353	
36	CHANT5	特定非営利活動法人CHANT	3		○	○			会津若松市住吉町18-1	0242-85-6353	
37	ひこうせん	特定非営利活動法人CHANT	5	○	○	○			会津若松市幕内南町1-35	0242-36-7021	
38	青木ホーム	特定非営利活動法人 ハッピーロード	6		○	○			会津若松市北青木2-3	0242-23-7503	
39	ハイエクサテライト	特定非営利活動法人 ハッピーロード	1		○	○			会津若松市湯川町2-5 ハ イクハウス202	0242-23-7503	
40	七日町ホーム1	特定非営利活動法人 ハッピーロード	4		○	○			会津若松市西七日町6- 45	0242-23-7503	
41	七日町ホーム2	特定非営利活動法人 ハッピーロード	4		○	○			会津若松市西七日町6- 45	0242-23-7503	
42	栄町ホーム1	特定非営利活動法人 ハッピーロード	9		○	○			会津若松市東栄町1-15 1,2階	0242-23-7503	
43	栄町ホーム2	特定非営利活動法人 ハッピーロード	4		○	○			会津若松市東栄町1-15 3階	0242-23-7503	
44	グループホームマミヤ	特定非営利活動法人ミライエ	6		○	○			会津若松市真宮新町北二 丁目6-3	0242-58-2422	
45	グループホームマミヤ2nd	特定非営利活動法人ミライエ	4		○	○			会津若松市真宮新町南三 丁目96-4	0242-58-2422	
46	グループホームマミヤ3rd	特定非営利活動法人ミライエ	6		○	○			会津若松市真宮新町北二 丁目97-2	0242-58-2422	
47	グループホームマミヤ4	特定非営利活動法人ミライエ	6		○	○			会津若松市真宮新町南二 丁目172-1	0242-58-2422	
48	グループホームマミヤ5	特定非営利活動法人ミライエ	6		○	○			会津若松市真宮新町南三 丁目61	0242-58-2422	
49	グループホームTOMO	一般社団法人 ソーシャルネットワークつなぐ	5	○	○	○	○		会津若松市河東町広田字 沢目56	0242-23-7260	
50	ホーム はな	一般社団法人 ソーシャルネットワークつなぐ	5	○	○	○	○		会津若松市河東町広田字 広田130	0242-23-7260	

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
51	ホーム ひまわり	一般社団法人 ソーシャルネットワークつなぐ	3	○	○	○	○		会津若松市西七日町11-9	0242-23-7260	
52	わたしたちの家	有限会社 夢と共生の21グループ	7	○	○	○	○		会津若松市千石町4-32	0242-28-5353	
53	Daichiといふ樹	株式会社いぶ樹	6	○					会津若松市和田一丁目7-41	0242-36-5580	
54	みんなの家	有限会社 夢と共生の21グループ	7	○	○	○	○		会津若松市明和町1-77	0242-23-7723	
55	グループホームありか	特定非営利活動法人 市民団体こもれび	7	○	○	○	○		会津若松市明和町1-77	0242-85-6068	
56	グループホーム西原寮 グループホーム西原寮 1号	社会福祉法人 西会津町授産場	2	○	○	○			耶麻郡西会津町尾野本字 西原甲364 30号棟	0241-45-2664	
57	グループホーム西原寮 2号	社会福祉法人 西会津町授産場	2	○	○	○			耶麻郡西会津町尾野本字 西原甲364 34号棟	0241-45-2664	
58	BOSCOHOME1	株式会社 BOSCO	4	○	○	○			耶麻郡猪苗代町大字城南 142-1	0242-23-8932	
59	BOSCOHOME2	株式会社 BOSCO	9	○	○	○			耶麻郡猪苗代町大字城南 151-1 城南ハウス	0242-23-8932	
60	BOSCOHOME3	株式会社 BOSCO	5	○	○	○			耶麻郡猪苗代町大字城南 151-1 城南ハイツ1	0242-23-8932	
61	BOSCOHOME4	株式会社 BOSCO	3	○	○	○			耶麻郡猪苗代町大字城南 150-3 城南ハウスB棟	0242-23-8932	
62	BOSCOHOME5	株式会社 BOSCO	3	○	○	○			耶麻郡猪苗代町大字城南 150-3 城南ハウスA棟	0242-23-8932	
63	グループホームふたば	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	8		○				耶麻郡猪苗代町字古城町 69-4	0242-62-2450	
64	共同生活事業所いなわしろ グループホームあおば	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	6		○				耶麻郡猪苗代町字芦原 65-2	0242-63-2160	
65	ホームこころ	特定非営利活動法人 真桜会の桜の家	5		○	○			河沼郡会津坂下町大字牛 川字寿ノ宮1530-1	0242-83-4413	
66	グループホームたかせ	特定非営利活動法人 憩いの家	7		○	○			河沼郡湯川村大字湊字村 中甲209-1	0241-27-5041	
67	ティンカーベルの森	特定非営利活動法人 ピータパンネットワーク	6		○	○	○		大沼郡会津美里町新町 333 星の子ハイツ1階	0242-93-9357	
68	ティンカーベルの森Ⅱ	特定非営利活動法人 ピータパンネットワーク	6		○	○	○		大沼郡会津美里町新町 333 星の子ハイツ2階	0242-93-9357	
69	ネバーランド	特定非営利活動法人 ピータパンネットワーク	6		○	○	○		会津若松市門田町大字一 ノ堰字村西686-18	0242-93-9357	
70	障がい者グループホーム エフケイ中野1号棟	合同会社 エフケイ共同社	3		○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷174番地	070-1141-3834	
71	障がい者グループホーム エフケイ中野2号棟	合同会社 エフケイ共同社	3		○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷174番地	070-1141-3834	
72	障がい者グループホーム エフケイ中野3号棟	合同会社 エフケイ共同社	2		○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷88番地	070-1141-3834	
73	障がい者グループホーム エフケイ中野5号棟	合同会社 エフケイ共同社	2		○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷88番地	070-1141-3834	
74	障がい者グループホーム エフケイ飯寺6号棟	合同会社 エフケイ共同社	4		○	○			会津若松市飯寺北3-7-5	070-1141-3834	
75	障がい者グループホーム エフケイ上町7号棟	合同会社 エフケイ共同社	7		○	○			会津若松市上町6-10 上町マンション 101.102.103.105	070-1141-3834	
76	障がい者グループホーム エフケイ飯寺8号棟	合同会社 エフケイ共同社	2		○	○			会津若松市飯寺北3-7- 10 第2光メゾン1階	070-1141-3834	
77	障がい者グループホーム エフケイ飯寺9号棟	合同会社 エフケイ共同社	2		○	○			会津若松市飯寺北3-7- 10 第2光メゾン2階	070-1141-3834	
78	障がい者グループホーム エフケイ飯寺10号棟	合同会社 エフケイ共同社	2		○	○			会津若松市飯寺北3-7- 10 第2光メゾン103	070-1141-3834	
79	障がい者グループホーム エフケイ中野11号棟	合同会社 エフケイ共同社	3		○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷175-3	070-1141-3834	

■施設入所支援

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	障がい者支援施設アガッセ	社会福祉法人 会津療育会	55	○					会津若松市神指町榎木壇73	0242-39-2271	
2	りんどうの家	社会福祉法人 賢心会	50		○				会津若松市大戸町小谷川端1	0242-92-3321	
3	福島県ばんだい荘あおば	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	60		○				耶麻郡猪苗代町長田字西五十滝3967-1	0242-65-2711	
4	ゆきわり荘	社会福祉法人 鶴翔会	50		○				大沼郡会津美里町小沢字牛首甲1213-3	0242-78-2426	

■障がい児事業所

No.	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	児童 発達 支援	放課 後等 デイ サー ビス	保育 所等 訪問 支援
1	杜のくまさん in しおかわ	特定非営利活動法人 杜のくまさん	10					○	喜多方市塩川町諏訪町一丁目127	0242-58-3142	○	○	
2	ファミリー・キッズ喜多方	株式会社 ベストライフ ジャパン	10					○	喜多方市惣座宮2712	0241-23-6366	○	○	
3	ファミリー・キッズ喜多方2	株式会社 ベストライフ ジャパン	10					○	喜多方市豊川町高堂太字堂畑1262-3	0241-23-8315	○	○	
4	ファミリー・キッズ会津若松	株式会社 ベストライフ ジャパン	10					○	会津若松市中町4-33	0242-36-7650	○	○	
5	ファミリー・キッズ会津若松2	株式会社 ベストライフ ジャパン	10					○	会津若松市建福寺前1-32	0242-23-4401	○	○	
6	ファミリー・キッズ会津若松3	株式会社 ベストライフ ジャパン	10					○	会津若松市八角町1-18 松本ビル1階1-西号室	0242-36-7134	○	○	
7	ファミリー・キッズ会津若松4	株式会社 ベストライフ ジャパン	10					○	会津若松市行仁町2-36	0242-93-7305	○	○	
8	会津通園訓練センター たんぼぼ園	社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	10					○	会津若松市一箕町大字 鶴賀字下柳原88-4	0242-22-9305	○	○	
9	障がい福祉サービス事業所 コバン・クラージュ	社会福祉法人 心愛会	20					○	会津若松市一箕町大字 鶴賀字村東9-1	0242-37-0511	○	○	
10	ゆめみっこ	特定非営利活動法人夢あ るき	10					○	会津若松市町北町大字 上荒久田字鈴木7	0242-33-8818	○	○	○
11	杜のくまさん	特定非営利活動法人 杜のくまさん	10					○	会津若松市北会津町中 荒井字稲荷5-1	0242-58-3142	○	○	
12	ほっとハウスばうむ	特定非営利活動法人 ほっとハウスやすらぎ	10					○	会津若松市材木町二丁 目6-3	0242-29-0593		○	
13	総合発達支援プラザふらっぴ	一般財団法人竹田健康財 団	10					○	会津若松市山鹿町4-10	0242-27-5517	○	○	○
14	多機能型事業所「はるか」	社会福祉法人南町保育会	10					○	会津若松市飯寺北三丁 目10番27号	0242-36-7355	○	○	○
15	多機能型事業所「第2はるか」	社会福祉法人南町保育会	10					○	会津若松市南花畑2番7号	0242-93-7881	○	○	○
16	マカセッセ	キーボンカンパニー 株式会社	10					○	会津若松市一箕町大字 亀賀字川西39-4	0242-32-9255		○	
17	BOSCO KIDS磐梯	株式会社BOSCO	10					○	耶麻郡磐梯町大字更科 字並松4063-1	0242-85-7500		○	
18	かわらご園	特定非営利活動法人 かわらごkids	10					○	河沼郡会津坂下町字館 ノ下87	0242-82-4311	○	○	
19	leaf	特定非営利活動法人 真桜会桜の家	10					○	会津坂下町字沢ノ目 1761-1	0242-23-8244	○	○	
20	杜のくまさんin ゆがわ	特定非営利活動法人 杜のくまさん	5					○	河沼郡湯川村大字湊字 村中甲270	0242-27-2233	○	○	
21	ハッピーロード 美里 デイサービスセンター	特定非営利活動法人 ハッピーロード	5					○	会津美里町字鹿島 3119-1	0242-23-7080		○	

■療養介護（会津保健福祉事務所管外のうち、本市において利用中の主な施設等）

No.	事業所名	設置主体	所在地	電話番号	備考
1	福島病院	独立行政法人国立病院機構	須賀川市芦田塚13	0248-75-2131	
2	いわき病院	独立行政法人国立病院機構	いわき市小名浜野田字八合88-1	0246-88-7101	
3	福島整形外科療養園	社会福祉法人いわき福音協会	いわき市平上平窪字古館1-2	0246-25-8131	
4	米沢病院	独立行政法人国立病院機構	山形県米沢市大字三沢26100-1	0238-22-3210	

■施設入所支援（会津保健福祉事務所管外のうち、本市において利用中の主な施設等）

No.	事業所名	設置主体	所在地	電話番号	備考
1	障害者支援施設静心園	社会福祉法人けやきの村	福島市飯坂町中野字堰場41	024-542-7213	
2	福島おおなみ学園	社会福祉法人太陽学園	福島市大波字水戸内19-2	024-588-1822	
3	指定施設入所支援事業所 けやきの村	社会福祉法人けやきの村	福島市飯坂町中野字高田前2-7	024-542-3275	
4	指定障害者支援施設青松苑	社会福祉法人けやきの村	福島市中野字高田前2-18	024-542-4366	
5	指定障害者支援施設 野の花ホーム	社会福祉法人いわき福音協会	いわき市平上平窪字羽黒40-51	0246-24-1201	
6	障がい者支援施設あかまつ荘	社会福祉法人南陽会	南会津郡南会津町長野字上の山3417-2	0241-62-5088	
7	福島県さびたき寮	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡西郷村真船字芝原142-8	0248-25-3107	
8	福島県ひばり寮	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡西郷村真船字芝原29-4	0248-25-3112	
9	福島県かえで荘	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡西郷村真船字芝原189-1	0248-25-3106	
10	福島県かしわ荘	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡西郷村真船字芝原341-4	0248-25-3105	
11	福島県矢吹しらうめ荘	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡矢吹町鍋内83	0248-42-2655	
12	指定障害者支援施設 石川共生園	社会福祉法人桜が丘学園	石川郡石川町塩沢字割田作34-123	0247-26-0315	

■共同生活援助（会津保健福祉事務所管外のうち、本市において利用中の主な施設等）

No.	事業所名	設置主体	所在地	電話番号	備考
1	コスモスホーム	社会福祉法人郡山コスモス会	郡山市御前南六丁目13	024-962-1220	
2	ラ・チッタ	特定非営利活動法人 アイ・キャン	郡山市安積町笹川字四角垣59-2	024-973-8515	
3	伊達ホーム	社会福祉法人太陽学園	伊達市田町41-3	024-583-5765	
4	すみれ荘	社会福祉法人南陽会	南会津郡下郷町湯野上字居平836-3-2	0241-68-3633	
5	共同生活事業所にしごう	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原150	0248-25-3105	

7 用語説明

用語	内容
意思決定支援ガイドライン	認知症の方や障がいのある方など、意思決定能力が不十分な人を支援するために、基本的な考え方や方法などを整理して示したもの。
医療的ケア児	病気や障がいのために、特定の医療的ケアが必要な子どものこと。
インクルーシブ教育	障がいの有無及び程度に応じて、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場においてともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とする子どもに対して最も確かな指導を行うことを目指す教育。
N P O	「特定非営利活動促進法」により法人格を取得した民間非営利団体（Non-Profit Organization）。
学校生活支援員	学校において、特別なサポートが必要な児童への介助や学習支援、安全の確保などを行う職員。
家庭相談員	子どもや家族のさまざまな問題に対する相談に応じる専門家。心身障がい、不登校、学校での人間関係、家族関係、性格・生活習慣、発達、言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童やその保護者に対して、相談と指導を行う。
合理的配慮	障がいのある方が、障がいのない方と平等に人権を享受し行使できるように、一人ひとりの特徴や場面に応じて生じる障がい・困難さを取り除くための必要な配慮。
手話奉仕員	聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。市町村が行う手話奉仕員養成講座（入門課程、基礎課程）の修了が必要で、基礎課程を修了すると、市町村に手話奉仕員として登録される。
情報アクセシビリティ	ホームページをはじめとする情報関連のサービスなどを、高齢者や障がい者を含む多くの利用者が不自由なく利用できること。
ジョブコーチ（職場適応援助者）	障がいのある方等が職場に適応することを容易にするために、障がいのある方とともに働きながら必要な援助を行う、あるいは事業主や職場の同僚に対して、障がいのある方の職場適応に必要な助言を行う人。

用語	内容
成年後見制度	認知症の高齢者や知的障がいのある方、精神障がいのある方など、判断能力が不十分な人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り生かしながらも権利と財産を守り支援する制度。各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人等が選任される。
セルフプラン	障がい福祉サービスや介護保険サービスを利用する際に、利用者自身やその家族が生活のなかで解決すべき課題や支援内容を具体的に計画し、適切なサービスの利用と効果的な問題解決につなげるために作成する計画。
相談支援専門員	障がい者や障がい児が地域で安心して生活できるように、障がい者や障がい児の保護者等からの相談に応じ、情報提供や助言、サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を行う者。
地域生活支援コーディネーター	障がいのある方の生活支援を担当する専門職。障がいの重度化や障がい者の高齢化、「親亡き後」を見据えた居住支援など、障がいのある方の生活を地域全体で支えるために活動している。
地域包括ケアシステム	高齢者や障がい者の方々が、必要な医療や福祉介護サービス等を受けながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・障がい福祉・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、地域での包括的な支援サービス提供体制。
統合教育	健常児と障がい児を同じ場所で教育すること。
統合保育	障がい児と同年齢の健常児を、区別せずに同じ空間で保育すること。
特別支援教育アドバイザー	特別支援教育の実践を支援する専門家であり、発達障がいを含む障がいのある幼児や児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援のあり方等について、教職員、特別支援教育支援員、ボランティア等に助言や援助を行う。
トライアル雇用	職業経験や技能の不足などから就職が困難な求職者を対象に、原則として3か月間の試用期間を設け、その間にその人の適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用（無期雇用）へのきっかけとする制度。

用語	内容
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現する取り組み。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけではなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野での新たな働き手の確保につながる可能性も指摘されている。
ノーマライゼーション	障がいのある方を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送ることができるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルな社会であるとする考え。
バリアフリー	本来は段差などの物理的障壁を取り除くという意味の建築用語であるが、障がいのある方の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味にも用いられる。
ペアレントトレーニング	知的障がいやＡＳＤ（自閉症スペクトラム症）などの子どもを持つ家族を対象に開発されたプログラム。親が子どもの最良の治療者であるという考えのもと、支援機関で取り組んでいる子どもへの療育を家庭でも行うことで、療育の効果を高めたり、維持させたりすることが目的とされている。
法定雇用率	障がい者雇用の義務として、障がい者雇用率に相当する人数以上の障がいのある方を雇用する制度。民間企業においては、令和５年度は２.３％、令和６年度からは２.５％、令和８年度からは２.７％と段階的に引き上げられる。国及び地方公共団体等では、３.０％（教育委員会は２.９％）となっている。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方。
ライフステージ	乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてからのさまざまな過程における生活史上の各段階。
レスパイト	一時的休息。重い病気や障がいのある子どもの親を、一時的に介護から解放することで、心身の疲れを回復させる援助。

用語	内容
ワークシェアリング	「従業員同士が仕事を分かちあい、それぞれの労働時間を短縮する働き方」を指す。労働者のワークライフバランスの改善や企業の生産性向上に役立つと考えられている。

第4次喜多方市障がい者計画

令和6年3月

編集・発行 喜多方市保健福祉部社会福祉課
〒966-8601
福島県喜多方市字御清水東 7244-2
TEL：0241-24-5276
FAX：0241-24-5286
E-mail：syakai@city.kitakata.fukushima.jp
